

参議院社会労働委員会会議録第四号

昭和四十年八月十一日(水曜日)
午前十一時二十三分開会

委員の異動

八月十一日

補欠選任

亀井 光君
小野 明君
小平 芳平君
大谷 鑑雄君
杉山善太郎君
浅井 亨君

出席者は左のとおり。

委員長 小柳 勇君
理事 鹿島 俊雄君
川野 三曉君
藤田藤太郎君

委員 大谷 鑑雄君
黒木 利克君
紅露 みつ君
佐藤 芳男君
土屋 義彦君
徳永 正利君
丸茂 重貞君
山本 杉君
横山 フク君
大橋 和孝君
杉山善太郎君
森 勝治君
山崎 昇君
浅井 亨君
高山 恒雄君
林 塩君

委員以外の議員
衆議院議員 員 林 塩君

修正案提出者

国務大臣

厚生 大臣

政府委員

大蔵省主計局次
長 岩尾 一君
厚生政務次官 佐々木義武君
厚生大臣官房長 梅本 純正君
厚生省児童家庭 竹下 精紀君
局長 松永 正男君
労働省職業訓練 中 原 武夫君
局長 尾崎 嘉篤君
厚生省医務局長 今村 讓君
厚生省社会局長 鈴木 信吾君
厚生省援護局長 大野 克一君
厚生省援護局調 中村 博君
査課長 局労働省労働基準 局労働補償部長

事務局側

説明員

常任委員会専門

員

本日、小野明君が委員を辞任され、その補欠として杉山善太郎君が選任され、また、亀井光君が委員を辞任され、その補欠として大谷鑑雄君が選任されました。また、小平芳平君が委員を辞任され、その補欠として浅井亨君が選任されました。

本日の会議に付した案件

○かぜ薬の配合基準に関する請願(第二号)(第五八号)

○国民健康保険の財政措置に関する請願(第二八八号)

○新産業都市松本諏訪地区内に総合職業訓練所の設立誘致に関する請願(第四九号)(第七七号)

○福岡市に国立視力障害センター設置に関する請願(第五七号)

○戦傷病者の妻に対する特別給付金の支給に関する請願(第六四号)(第八〇号)(第九六号)(第九九号)(第一一六号)(第一二六号)(第一三二号)(第一五二号)(第一七〇号)(第一七一

号)(第一七二号)(第一七五号)(第一七六号)(第一七九号)

○遺族年金の支給等に関する請願(第九七号)

○被爆者援護法制定等に関する請願(第一三五号)

○国民健康保険財政健全化に関する請願(第一三六号)

○戦傷病者の妻に対する特別給付金の支給等に関する請願(第一三七号)

○療術業務(医業類似行為)の新規開業の制度化に関する請願(第一六九号)

○調査承認要求に関する件

○委員派遣承認要求に関する件

○社会保障制度に関する調査(身体障害者対策に関する件)

○遺骨収集問題に関する件

○母子保健法案(第四十八回国会内閣提出、第四十九回国会衆議院送付)

○委員長(小柳勇君) ただいまより社会労働委員会を開会いたします。

委員の異動についてお知らせいたします。

本日、小野明君が委員を辞任され、その補欠として杉山善太郎君が選任され、また、亀井光君が委員を辞任され、その補欠として大谷鑑雄君が選任されました。また、小平芳平君が委員を辞任され、その補欠として浅井亨君が選任されました。

○委員長(小柳勇君) 請願第二号、かぜ薬の配合基準に関する請願外二十四件を議題といたします。

本日、本委員会に付託されております請願は、一応専門員のもとで整理してもらい、委員長及び理事打合せにおきまして審査いたしましたので、その結果について専門員より報告いたさせます。中原専門員。

○専門員(中原武夫君) プリントを配付いたしましたので、簡単に内容を御説明いたします。

第一の、被爆者援護法制定等に関する請願は、原爆の被爆者に対しては現在医療保護がなされておりますが、それをさらに生活の援護にまで広げてもらいたいという請願でございます。

次の、療術業務の新規開業の制度化につきましては、あんま、はり、きゅう以外の手技、温熱、光線、刺激療法等についても、これを制度化して、新規開業が公的に認められるようにしていただきたいという請願でございます。

次の、かぜ薬の配合基準につきましては、さきにアンブル入りのかぜ薬を回収、今後の製造を禁止したことに伴いまして、一般のかぜ薬についても安全性を高めるための配合基準の改定をいたしておりますが、これは配置販売業者の順服ができなくなりますので、考え直していただけないだろうかという請願でございます。

次の、福岡市に国立視力障害センター設置の請願は、九州地方には現在五万七千ぐらいの視力障害者がありますが、これらの人々は神戸まで行かなければ訓練が受けられませんので、福岡にセンターを設けてもらいたいという請願でございます。

次の、国民健康保険の財政措置に関する請願は、国民健康保険事務に要する事務費を全額もってもらいたいということ、それから、医療費改定に伴うはね返り分は全額国がみてもらいたいという内容を含んだ請願でございます。

次の、戦傷病者の妻に対する特別給付金支給の請願は、昭和三十八年の四月一日までになくなった戦傷病者、すなわち、戦没者の妻には二十万円が出ていたけれども、それ以後になくなった人の妻には何も出ない。したがって、同じように二十万円を出してもらいたいという請願でございます。

次の、遺族年金の支給等の請願は、おいの親がわりとして育ててきた養父母、しかし、それは戸籍上の届け出養子縁組みがなされておられませんので、戸籍上は養父母ではないが、実態は養父母であるというものについても年金の支給を考えてもらいたいという請願でございます。

最後は、松本市に総合職業訓練所を設置してもらいたいという請願でございます。

以上の請願につきましては、委員長及び理事の打ち合わせの結果では、いずれも採択してしかるべきではないかという御意向でございます。

○委員長(小柳勇君) ただいま専門員より報告いたしました第二号、第五八号、かぜ葉の配合基準に関する請願、第二八号、国民健康保険の財政措置に関する請願、第四九号、第七七号、新産業都市松本諏訪地区内に総合職業訓練所の設立誘致に関する請願、第五七号、福岡市に国立視力障害センター設置に関する請願、第六四号、第八〇号、第九六号、第九九号、第一一六号、第一二六号、第一三二号、第一五二号、第一七〇号、第一七一七号、第一七二二号、第一七五五号、第一七六六号、第一七九七号、戦傷病者の妻に対する特別給付金の支給に関する請願、第九七号、遺族年金の支給等に関する請願、第一三五号、被爆者援護法制定等に関する請願、第一三六号、国民健康保険財政健全化に関する請願、第一三七号、戦傷病者の妻に対する特別給付金の支給等に関する請願、第一六九号、療養業務(医療類似行為)の新規開業の制度化に関する請願、

以上二十五件の請願全部は、議院の会議に付するを要するものにして、内閣に送付することを要するものと決定することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(小柳勇君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
なお、報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(小柳勇君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小柳勇君) 継続調査要求についておはかりいたします。

社会保険制度に関する調査及び労働問題に関する調査につきましては、閉会中もお調査を継続することとし、本院規則第五十三条により、本件の継続調査要求書を議長に提出したいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(小柳勇君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(小柳勇君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小柳勇君) 委員派遣承認要求に関する件についておはかりいたします。

社会保険制度に関する調査及び労働問題に関する調査のため、閉会中委員派遣を行ないたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(小柳勇君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小柳勇君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、本院規則百八十条の二により、議長に提出する委員派遣承認要求書の作成も、便宜、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(小柳勇君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小柳勇君) 社会保険制度に関する調査を議題といたします。

本件に対し、質疑のある方は、順次御発言を願います。

○大谷實雄君 二つの問題についてお尋ねを申し上げたいと思いますが、きょうは大蔵大臣にぜひ出席してもらいたいように、きょうの予算委員会でもぜひ出席をお願いしておいたのですが、どういふことか出席されません。問題は、予算をふやしてもらわぬにや、これは何にもならぬのです。したがって、大蔵大臣の出席を要求したのですが、はなはだ遺憾千万でありますから、いざれ機会を見まして、総理大臣、大蔵大臣にも御質疑を申し上げたいと存じております。

箱根の湯本の風祭というところに国立の療養所がございます。これは大臣は就任日が浅いこととありますが、まだおいでになつておられぬと思ひますが、おいでになつたことはございませんか。

○国務大臣(鈴木善幸君) まだ見ておりません。

○大谷實雄君 実は、これは厚生省の所管でございます。しかるに歴代の厚生大臣は一度も足を運んだことがない。はなはだ遺憾千万であります。

この療養所はどういう人が入っておるかとお申ししますと、私は、実は終戦直後に愛知県の教育委員長をしておりまして、熱海へ行きまして、みやげものを売っておるところに行きましたところ、竹細工をたくさん売っておる。そこで、一体この竹細工はどこでつくると言いましたところ、竹細工はどこの療養所におられる入院患者の人がつくっておるのだと云いましたところ、さういふことは療養所の状況を拝見に伺いました。まことに胸打たれたのであります。それは、戦争中軍艦から飛びおりたり、あるいはけがから落ちたりしますという脅威が破壊をされてしまう、麻痺してしまふわけでありまして、したがって、腰から

上は普通の健康状態ではありますが、腰から下は麻痺してしまつておりますから、したがって、全くの不随になつてしまつてゐる、感覚がないのであります。したがって、手押し車に乗つて、そうしてお医者さんがついて何とか社会復帰をさせたいというところで努力しておつてくださる、まことに涙ぐましい様子であります。また、その患者の様子をながめまして、まことに胸打たれて、何とも言いようのない状況でございます。そこに作業場があります。私はこの作業場を見に参りましたところが、その傷痍軍人の人たちがこういう竹細工をつくつておるのであります。これは厚生大臣にあつて差し上げます。また、委員長以下の方々に御参考提示申し上げたいと思つております。

が、まず、こういうりつぱなものを見ずから彫つて、これは般若心経であります、あるいは法華経でありますというやうなものを手押し車に乗つて製作をしてゐる。そこでそれを押して、それが出回つて熱海などの小売り店にこれが一般の人々に売りさばきに出てゐる。まことに何とも言いようのない気持ちに私は打たれました。付き添ひがなければどうしようもない。手押し車に乗つて、半身不随ですから、ここから下は無感覚ですから、たれ流しです。したがって、付き添ひを頼まなければどうしようもないという状況であります。これが一生お介護をしていくのであります。そういうやうなまことに痛ましい戦争の犠牲者、さらに、最近では労働災害の人が相当数おるのであります。炭鉱等で飛びおつて、そこでショックを受けて下半身が麻痺してしまつてゐる人々もおられる。さらにこのごろまた参りましたら、十六歳の少年がいます。一体どうしたんですかといつて聞いてみましたら、小学校の五年生、十一のときに、小田原の小学校から家へ自転車乗るとき自動車と衝突をした、ショックを受けてまして療養所へ引き取られて参りました。一体小学校は途中でどうしましたと聞いたらそれは実はどうも小田原の市役所の自動車がつかつたらしいので、市でも非常に責任を感じて、学校の先生が毎日家庭へ通つ

て小学校の課程は終えた。中学校はどうしたと言ったら、中学校は小田原の教育研究所の人に毎日来てもらって中学校も卒業することはできた、高等学校はどうするかと言ったらそれは考えておりません。何とかせうか向学の気持ちに燃えている。しかも、そういう不幸な交通事故にあって下半身不随になったりしたら、一生運動がきつくないのです。一生運動がきつくないのを要するといふような状態で、私は、まあ二十年来、ちよいちよい行つてはこれを求めて、そうして私は全国の私立学校の顧問をしておりまして、各学校のバザーなどでこれを買ってもらうように、実はおりに触れ、時に触れまして言っているものであります。過般参りまして、またさらに様子をながめると、いま申すように、傷痍軍人の人ばかりじゃなしに、労災の人や、あるいは交通事故の人が入っている。いま百二十名いる。こういうまことに不幸な人々でありますので、厚生大臣はぜひとも視察にひとつ行つていただきたい。歴代の大臣は一人も行かないのです、自分の所管なのに。先般、皇太子殿下並びに妃殿下がわざわざおいでになったと聞いております。この写真を回しますから、どうぞごらんいただきたい。

そこで、私としては、入院をしている患者に対しては国費をもって費用を支出しているわけでありまして、付き添いに關しては、これはどうしようもない。この方に対して厚生省としては、また、大臣としては、何とか予算措置を講じて、ちょうど盲人が電車、汽車に乗ります場合は、付き添いは国鉄運賃を負担をさせぬと同じように、これは生計立ち上ることのできぬ、社会復帰のできぬ人々です。したがって、厚生大臣としては、これらの不幸な人々のために——これ以上多くなるだろうと思ひます、交通事故、いまのような自動車のラッシュですから、ますますふえてまいっていると思ひます。困じゅうたつた一つこよりないわけでありまして。あとは労災病院なんかで各地に多少おられますけれども、こゝはまあディピカルな療養所でありまして。厚生大臣並びに厚生

当局としては、これに対して現在のままでいいのかどうか、うんと増額をして四十一年度予算に大蔵省に折衝をされて、そうしてぜひ予算増額の措置をおとりいただきたいと思ひます。それに対して大臣はどうお考えになるか、この際、承りたいと存じます。

○国務大臣(鈴木善幸君) いまお話をございました箱根の社会福祉法人の友愛十字会がやっております重度身体障害者の施設、これはまだ私、就任後日が浅いために視察をいたしておりませんが……

○大谷實雄君 いや、国立です、これは。○国務大臣(鈴木善幸君) 国立療養所につきましては、まだ施設を見ておりませんが、御指摘のように、重度身体障害者の援護の問題につきましては、私も就任以来、特に重点を置いて今後の施策を強化してまいりたい、このように考えておるわけでありまして、近い機会にぜひ施設を視察をいたしまして、実状をよく調査をいたしました上で所要の措置を講じてまいりたいと、かように考えております。

○大谷實雄君 そこで、ぜひ大臣に視察をしていただきたいし、また、視察をするというお考えでありますから、その点特に不幸なこれらの人々を慰め、力づけるためにぜひおいでをいただきたい。先般、佐藤総理にも私はこの竹細工の贈呈をいたしまして、予算をふやしてもらいたいということを実は言ってきたわけでありまして。総理は非常に胸を打たれて、患者一同に見舞いの手紙を出されたそうでありまして、社会福祉国家をつくるということがわが内閣の重点目標であると思ひますが、厚生大臣としては、ぜひひとつこの設備の拡充、また、経常費の点につきましても深甚の御配慮をいただきたい。

そこで、ああいうような療養所にはお医者さんも行くのやがります。看護婦さんも行くのやがります。したがって、そういう、人のいやがる場所へ行つておられるお医者さん、看護婦さん等に対して特別手当を出すというような措置はできぬものかどうか。また、職員も同

様であります、その点に対するお考えを承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(鈴木善幸君) 医務局長から……

○説明員(尾崎嘉郎君) この箱根療養所は、どちらかと申しますと、一生ここで介護をするというふうなお話がございますが、そういうような戦傷病者を入れます、脊髄損傷患者を入れます、いろいろな脊髄をやられておられます、たれ流しといふことで、褥瘡とか、あるいは膀胱炎を起すといふように、いろいろな病氣にかかる率が高いために療養をやるという考え方だったのであります。現在医学の進歩と申しますか、考え方の変化によりまして、そういうふうな医療をやりますと同時に、いわゆるリハビリテーションを促進する、そうして社会復帰をさせる、こういうふうな考え方で、かなり考え方が変わり、活発にいま動き始めてきております。建物も、この三、四年間ではほぼ鉄筋化を始めてやっております。将来は、いま百二十床の病床を三百床くらいに拡大していくといふところでも努力しているわけでございます。

なお、お話を医療関係でございますが、お医者さんは、定員が四名に対して現員三名、看護婦は、定員三十六名に対して現員三十五名おりますが、このお医者さんの入手につきましては、慶応大学の整形外科のほうから積極的に御援助をいたしておりますが、特に医療関係を活発にすることに、さらにこのリハビリテーションを活発にすることに、よりまして、医者がやはり気持ちよく働けるようにしてもらうということが私は根本ではなにかと思ひます。さらに、特別手当の問題も、われわれとしてはいろいろ考えておりますが、いかにかのような手当制度がまだできておりませんので、この点いまからわれわれとしましてもう少し考えさせていただきますと思ひます。

○大谷實雄君 いまから考えさせてもらうというふうなことは、これは問題になりません。これはお医者さん方だつて看護婦さんだつて、ほんとにいやなんです、あんなところへ行くのは。遠く

離れて、そうして看病する、しかも、いまあなたはリハビリテーションと仰せになったが、あそこにおる人たちはもうそういう可能性はないじゃありませんか。いまのこの間の交通事故の十六の少年でも、すぐにお医者さんに飛び込んでいって適切な処置ができておれば、それはあったでしょうけれども、手おくれ。したがって、かわいそうに自動車にぶつてから、それでもう半身不遂になつてしまつた。それはこゝの上ではリハビリテーションまことにけっこうです、しかし、現実の問題としてあなた手おくれになつておる。自動車にぶつてから、それから炭坑に落ちる、それから落ちるという場合に、そういう適当なお医者さんがおられますか、おりやせんでしょう、おらんければ手おくれになる。そんないいかげんな答弁はだめ。それだから私は、特別手当等をいまから考えるのはおそいのです。どうかせうかく張り切つて厚生大臣おられますから、ぜひひとつ厚生大臣にお願いし、また、福田大蔵大臣も実に気前のいい人ですから、惜しみなく予算を出されるものと思ひます。その点を特に要望しておきます。

それから、いま設備を云々というお話ですが、あなたたびたび行かれましたか、医務局長は行かれましたかどうか。○説明員(尾崎嘉郎君) 私この三年間ぐらゐの間に三、四度行つております。たいいてい一年に一度ぐらゐ行つております。

さらに、リハビリテーションでございますが、昔は確かにお話のように、もうこの方々はあと回復できないという考え方が多うございましたが、最近スポーツをいろいろ奨励いたしまして、動けないと思つておつた人が、たとえば水泳をやってみると泳げる、あるいは弓とかフエッティングとか、いろいろなことをやりますとか、特別にできた自動車の運転を練習する等、こういうふうなことで、残存機能を利用することを奨励いたしまして、だいたひ活発にこのころ動き出しまして、昔戦傷病等入院しておりました患者さんが社会に出られまして、たとえばあの近くで私塾をやつてお

られる方がおります。私も実は知っておる方が一人入院しておったわけですが、二年前ぐらいに退院いたしまして自活しておられる、こういうふうな方法が漸次活発になっておりますので、その方面を強化してまいりたい、こういうようなつもりであります。

○大谷實雄君 その点もよく承知しております。そのためにこそ、在勤をしておられるお医者さん方が、普通の患者以上に、非常な苦心を払って、何とかして世の中へ復帰をさせたいという苦心を払っておられるその姿を見ると、これはやはり特別手当を出す必要がある。私はたびたび行ってが、看護婦さんも非常な苦心をして、何とかして世の中へ復帰させたいという、この思いをもってやっておられる。したがって、厚生大臣としても、また、厚生省当局としても、ほんとうにあたたかい深い思いやりの上に立った予算措置をひとつ講じていただきたいと思ひます。

そこで、いま病棟をふやすというお話ですが、あなたあんなことをしていいんですか、一体、なるほど鉄筋コンクリートの建物はできましたが、あとは日露戦争じぶんのあれは陸軍病院です。それから、日露戦争じぶんの古ぼけた木造家屋。火災でも起こったらどうしますか、もはや逃げ出すわけにはいかぬです。付き添いの人が通っておる、それから手押し車に乗っておる患者がおるわけです。もうあそこで焼け死ぬよりしょうがない。そんなむごたらしいことを放置しておいていいんですか。三年計画なり五年計画なり、そんなあほらしいことを言っているいいんですか。あしたにでも火事が起こったらどうします、その責任をとれますか、あなたどうです。

○説明員(尾崎嘉郎君) 話のように木造建物で――脊髄をやられて、自分の足では歩けないというふうな方でございまして、手押し車で動くことはいはれますが、そういうふうな方でございまして、われわれそういうふうな火事等の事態に對しまして絶えず心配もし、いろいろ考慮しておるのでございますが、同時に、やはり基本的には、

お話のように、建物を鉄筋化する必要がある、こういうようなつもりで、おそまきでございまして、けれども、三十六年から少しずつでございまして、鉄筋化を始め、近ごろ三十九年、四十年とこのスピードをだいたい上げておるのでありまして、まだ一挙に全部をやってしまった方がいいと言われますが、そういうふうな土地もやと最近――昨年でございましてと思ひますが、自衛隊にお願ひいたしまして、あそこの演習場という形で、そこにあります広場を整備してもらって、そこに建物を作ると、こういうふうなことで、建物の移転等も建てかえがわりあいスムーズにいくように最近なつたわけでもございまして、われわれもできるだけ早く全部いまおられる方に新しい建物に移ってもらい、さらに古い建物のところに病床をふやす、こういうような努力をやっている、こういうふうな思いであります。

○大谷實雄君 それはあなた今晩でも火事が起こったらどうするのですか、地震が起こったらどうするのですか、たいへんなことですよ。そんなことを普通の一般の計画と同じような歩調をとって三年計画だ五年計画だなんということを言っておいて、万が一にも不測の事態が起こった場合に、一体だれが責任をとる。そんなのんびりしたことを言ってもらつておいては私は困るのです。一体こういうような佐藤内閣の根本的な理念としての、社会福祉国家をつくり上げるといふことがその政見であります。そうだとすれば、当然そういうことは厚生省当局が大蔵省当局に対してすみやかに強力に折衝をして、そして予算を支出してもらふというところが当然の義務です。そんな日暮れて何んとかというふうな安易な気持ちでは、特にこういう社会復帰もなかなか困難であるというふうな施設に対しては、特にひとつ急いで手を打たなければならぬ。一体、厚生大臣どうお考えでございましょうか。

○国務大臣(鈴木幸吉君) 私は、この重度身体障害者、あるいは重度精神障害者、そういうふうなお気の毒な方々に対する施策が御指摘のように今日ま

で非常に不十分であった、このように考えておるわけでありまして。そこで、今後はこういう面に対しても国立の施設を整備する、年次の計画を立てまして、そして施策を充実してまいりたい、このように考えております。

なお、御指摘の箱根の療養所につきましても、四十年年度の予算で大体百十床程度の施設が完成する見通しでございまして、今後さらにこの整備を急ぎたいと、かように考えております。

○大谷實雄君 何年かかると、医務局長。

○説明員(尾崎嘉郎君) いまおられます患者さんを大体ことしの終わりに新しい建物に収容できると思ひます。それから、三百床にいたしますのにつぎましては、ほかの重度障害の関係のものと一緒に年次計画をつくっていく、こういうふうな考えでおります。

○大谷實雄君 そこで、いまその年次計画をつくっておやりになる、いつ完成する御予定ですか。

○説明員(尾崎嘉郎君) 四十一年には一応四十床を増床していきたい、これは現在おられますのも増床になるわけでもございまして、それで漸次病床をふやして、三百床程度にふやしたいと思っております。

○大谷實雄君 全部で……。

○説明員(尾崎嘉郎君) 全部の完成する期日は、まだ話し合ひは大蔵省とつけておりません。

○大谷實雄君 そこで、私は、厚生省当局としては、大臣が非常な熱意を持って厚生行政に当たっておられる。ことに身体障害者の問題は重点施策として考えられておられる。したがって、事務当局としては、来年度予算については積極的に大臣に進言をして、そうして大蔵省にその予算の支出を強力に求むべきものだと思ふ。その努力を大臣にも、また、事務当局がそんなのんびりしたことを言つてどうしますか。責任は、それならあなた火事が起こった、地震が起こった、万が一不測の事態が――不幸なことを予想してはいけませんけれども、そういうことが起こった場合にだれが一体責任をとるか、あなたとりましますか。あなた一人と

たところでこれはどうにもならぬのじゃなからうか、そんなのんびりとしたことじゃいけません。そこで大蔵省は、大臣がおられぬからやむを得ませんが、大蔵省が責任を持って予算を出すか出さぬか、増額するかせぬか。そんなあなた危険千万なあぶないことをやっておつては、ほかの施設と違つて、大蔵省と違つておられるようなあんなものをやめたい、それを言つて、こういう施設にこそ大蔵省はこれをもっとあたたかい気持ちで、二、三が四の経理ばかりをやつておつてはだめじゃないか、そういう点についてはどうお考えですか。これについて予算をうんと出してもらへるかどうか。これは大臣に特に伝えてもらわなければならぬが、まず事務当局のあなたからひとつ答えてもらいたい。

○政府委員(岩尾一君) ただいまお話のように、まだ厚生省のほうから正式のお話を聞いておりませんので、確たるお話をするわけにもまいりませんけれども、御承知のように、本年二月、非常に最近なものでございまして、緊要なものにつぎましては最重点をもって施設を処置をしたいという気持ちで予算の査定をやっております。

○大谷實雄君 財源難のことはわかつています。あなたの説明を受けないでも、講釈を受けないでもわかつています。その中で重点的なものについてはというお話でございしますが、どうかひとつ、これはあなた万一の災害があつたような場合にたいへんな問題が起こつてくる、したがって、社会福祉国家建設、ことに佐藤総理が人間尊重ということを言つておられる。人間尊重の実が、大蔵事務当局がやらぬために総理の意思が徹底せぬというふうなことではとんでもないことだ。そうすると、あなたのお答えは、こういうふうな施設等に対しては重点的に考えてやると、こういうおぼしめしですか。

○政府委員(岩尾一君) 予算要求は、御承知のように、非常にたくさんいろいろな要求がまいるわけでもございまして、その間、われわれいたしまして、ほんとうに必要なものであるかどうかと

いう点について、特に厚生省側の御要望も頭へ入れました、一番大事なものは優先的に組み込みたいという事でいきたいと思いますけれども、でないものには金は使わないことになろうかと思えます。その点は御了承願います。

○大谷賢雄君　そこで、一体大蔵当局は、あの国立療養所を視察においでになったことはござい

○政府委員(岩尾一君)　ございませう。

○大谷賢雄君　そこで、あなたの受けられた印象は、人間として、これはこの木造のまま、日露戦争じぶんのような古ぼけた建物でいいとお考えなのか、これはもうまっ先に何をおいてもやらなければならぬとお考えなのか、その点を承わりたい。

○政府委員(岩尾一君)　私が元主計官をやっておりましたところいろいろと拝見したのでございすけれども、そのころやはり全国にたくさんのお養所、あるいはいろいろな身体障害者の方の施設その他ございまして、全体の水準自体がかなり低いという状況でございまして、財政上の問題もございまして、逐次必要のものからやっていく。先ほどお話をいたしましたような風祭につきましても、その後増額をいたしたような次第でございまして、そういう点御勘考をいただきまして、今後につきましてもできるだけ努力はいたしたいと考えます。

○大谷賢雄君　それはいままであなたの言われたように、かなり低い、それでもまああとはぼつぼつだというお話ですが、さつきから私が言っておるように、不測の事態が起こった場合に、あなた大蔵省は責任を持つか。そんな冷たいことを言ってもらっておつてはいかぬ。大蔵当局も人情豊かな、こまやかな気持ちを持って、予算をどんどんと積極的に、厚生省から何も聞いておらぬというようなことでは、これは厚生省当局だめです。大蔵省に十分納得のいくように話をして、そしていま重点的にやるということですから、これは事務当局としてはこの程度しか答えられぬと思うが、

福田大蔵大臣にとくとお伝えを願って、こういうものをやることこそ政府の重点施策が完成されるゆえなんですから、何も総合庁舎なんかあと回しにしてもいいですよ。どうかひとつその点は、大蔵当局は計算の上に立つてすべてをおやりになるが、そこに深い日本人としての思いやりを根底に置いた予算査定でなければならぬと思うので、とくとその点を要望をいたして、大臣にひとつとくとお伝えを願いたいと思います。また、厚生当局も十分な努力を、あほらしい、のんべんだらりとしたことではいけません。どうかひとつしっかりお願いしたいと思ひます。

○委員長(小柳勇君)　速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(小柳勇君)　速記をつけて。

○大橋和孝君　いまの国立療養所で行なわれておりますいろいろな経費の問題で赤字になっておるのじやなろうかと私は思うのでありますが、その措置費と、それから内容と、それからいまの経済運営状況の説明をちょっと聞きたいのです。

○説明員(尾崎嘉郎君)　三十九年度予算で申し上げますと、一般運営費は七千八百九十万でございまして、収入はこれよりずっと低うございまして、保険の点数で大体やることになっておりますが、それを請求いたしまして支出していただきますものといたしましては、健保、船保、共済また、国保とか生活保護、それから労災、戦傷病者特別援護法、こういうようないろいろな部門の経費で私わけておるわけであります。しかし、さらに自費の方もございまして、そういうように家計の苦しい方につきましては割引制度を適用しております。したがって、収入はこの経営費に満たない、赤字である、これは一般会計から出してもらつておるわけでございまして、なお、このほかに大谷先生からだいぶおこられましたのであります、五千万円くらいの整備費を毎年このほかにつぎ込んでおる、こういうわけでございまして。

○大橋和孝君　そのトータルの赤字はどれくらいになっておるのですか。五千万を出して、それか

らあとほかの収入がなくて、運営費は相当かさんでおるわけでありませう。保険の点数で計算されておるといふけれども、大体国としてはどれくらいここに支出しておるのか。

○説明員(尾崎嘉郎君)　ここに正確な数字を持っておりますが、大体一般経営費の半分ぐらいが赤字になっておると思ひます。

○委員長(小柳勇君)　大体でなくて、課長が来ておるから、課長から資料を取り寄せてちゃんと説明しなさい。

○説明員(尾崎嘉郎君)　正確な数字はあとで御報告いたします。

○大橋和孝君　国がこういうような経営をしておられて、私が一番知りたいのは、いわゆる人件費はどのくらいの赤字になっているか、詳しい赤字の状態を私は一番知りたいと思うわけです。ですから、これについての詳しい項目を分けた赤字の状態を知らしていただきたい。

引き続きまして私がここで聞きたいと思ひますことは、こういうふうな施設が、ことに身体障害者に対する施設が、全国で国としてはどのくらい行なわれて、いま厚生省としては、国でその経営をして、大体その民間事業といふか、そういうことに対してはこれえられておるかどうか。特に私はいままではこれをむしろ国で経営することなしに民間経営をさせて、これに補助金を持つていくというやり方にいま転換されつつあると思うわけであります。こういう点についての考え方、特に私はそういうのは間違つた考え方であると思うが、いまそういうことが行なわれておることについてどんなふうに考えておられるか、お伺ひしたい。

○説明員(尾崎嘉郎君)　身体障害の方々の医療援護の問題でございまして、国で、特に医務局のほうでやっております施設といたしましては、この脊髄損傷に對しての箱根療養所、これが一番典型的なものでございまして、そのほか筋ジストロフィー、進行性筋萎縮症の患者さん方に対しまして、三年ほど前から国立療養所の各ブロックに

一カ所ぐらいずつ約四十ベッドぐらいの病床を筋萎縮の方々のために設けております。なお、三十カ所ぐらいの国立療養所におきまして、カリエス、結核によりましての関節とか骨をやられた方々の入院治療をやっております。それから、これは特別にリユーマチだけというわけではありませんが、温泉病院等におきます患者の、たとえば伊東病院のように、いま診療に重点を置いて開始しておるの、いま始つております。そのほか一般病院、国立病院、国立療養所におきまして、一般診療といたしましてこういうような身体障害者の方々を治療いたしております。なお、医務局ではございませ

んが、このほか労働省のほうの労災病院等で脊髄損傷の方々をみておられるというのを私承知しております。厚生年金病院などもこの方向に仕事を開始していこう、こういうようなお考えを持っておられるというのを承知しております。それから、国立につきましても、先ほど申しましたように、箱根のベッド数もふやしていく、また、ほかのところにもこの脊髄損傷者の病床を開設することを私たちいろいろ計画して、いま議論しておるところでございまして、それから、このほかに重度心身障害者に対して、大臣から、来年度予算には少し医療機関としての施設を開設することを考へろという御命令を受けまして、児童局、社会局といまいろいろ折衝をしておるところでござい

ます。

○委員長(小柳勇君)　速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(小柳勇君)　速記をつけて。

○大谷賢雄君　そこで、いまの医学的な問題は私はしろうとだから、ことばの表現のしかたの点からだと思ひますが、私の真意はおわかりが願えたと思うのでございまして、さつき大臣が友愛十字会云々というのを言われましたが、あそこにおける九十名ばかりの患者が竹細工をつくる、この作業を友愛十字会という民間の団体がヘルプをしておるというのか、指導をしておるというのか、こうになっておるわけだ。しかるに、一体その友

愛十字会なるものの正体が私にはわからぬ。一体、友愛十字会というのは国費をもって援助をしておる団体であるのか、あるいは純然たる民間の任意団体であるのか、それがなせ国立療養所の入院患者の作業をヘルプをしておられるか。ということ、リベートをとおるんです、リベートを。この友愛十字会なるものは、なるほど人を派遣して年間七十万ぐらい出しているという話だ。しかし、それは友愛十字会の費用でやっているんじゃない、神奈川県知事のところへ行ってもらってきたりせびたり、ほかから寄付金をもらってきたり、そして人を派遣しておる。一体そういう社会事業団体というものは、はたしてそういうあり方ではないのか。また、何のために国立療養所の患者の人々がそういう指導を受けなければならぬか。もし必要があるならば、これは国でもってそういう指導員を、労働省でやっておられる職業訓練所——その関係はまたあとで聞かしていただきますが、そういうところから派遣してもいいじゃないですか。大体、もともこんな小さな療養所なのに、厚生省の中では医務局、社会局、そして労働省の職業訓練局と、三つもまたがっている。こんなあなた繁雑なことをやっておったらいけません。たった二百人ばかりの療養所のために三つもセクトがあつてそれそれやっておられるというように繁雑なことをしておつて厚生行政が行なわれると思うところに根本的な誤りがある。これはもう総合的に私はやるべきだと思う。そこで、一体そういう内職をして——内職です、付き添いの費用出ませんから。それで一体患者さんたちが幾らの収入になるかと思つて、月に、これは社会局長の所管ですか、お答え願いたい。

○説明員(今村謙君) いまの国立療養所の、百十人ぐらゐ入つておりますが、そのうちで五十人ぐらゐが何らかの手仕事、まあ竹細工でも何でもやりたい、そのほうが生活の励みになるというので、終戦後に、そういう同志ははからつて授産事業のようなものを始めたわけでございます。ところが、なかなか身障者は自分で売り込みにも行けませんし、材料を買い込んでくるわけにもいかぬというので、非常に困つて、何とかしてくれぬかと。ほんとうを言えば国立療養所の職員が、そういう竹を買つてくるとか売り込みに行くとかという、そういう世話までしてくださればいいんです、医療機関でありますために、リハビリテーションのそういう授産事業の職員までとてきけなないというので、何とか厚生省でしかるべき人をあつせんしてくれというので、二十八年から二十九年の暮れだつたと思ひますが、風祭のほうから医務局にきまして、医務局から社会局のほうへ頼みがあつたわけです。そのとき、お話に出ております友愛十字会という、身体障害者の施設もやっております、援助関係もやっておる団体であります、それで、それはそこらしかるべき人を、療養所の職員では無理だということ、出しましょう、こういう話で、二十八年から人を二人出すことにしたわけでございます。その場合に、現在患者自治会というものがそういう授産事業をやつておるわけですが、その全部の売り上げ、これは三十九年度で竹細工だけで年間約六百万でございますが、いまの協定では、そのうちの七割だけ出す。七割といふものは出すが、とにかく一人は一人じや困るといふから——もう四十万円といふと一人分の人件費ぐらゐになりますけれども、もっと援助してくれというので、友愛十字会のほうでは二人の人を出しまして、これは人件費が約七十万円ぐらゐになります。そういうふうなことで、七割ぐらゐの、何といふんですか、委託費みたいなものを患者自治会からもらひまして、それを財源とするわけでありますが、そのほかに、やはり事業運営経費、販売経費、いろいろなものでも百十万円ぐらゐかかりまして、それで患者自治会のほうからは七割、約四十万円近くもらひますが、足りない七、八十万円というものは神奈川県庁に行つてもらふというようになつた、それから、共同募金から金をもつたりということ、それから、本部からも金を

出したというかつこうで何とか二人の職員でいまお世話をお願いして、こういう状況でございます。したがつて、その本題からいへば、先生おっしゃいますような社会事業関係でございますから、一銭もそんなものはいらぬので全部患者のほうへ差し上げて、そして自己財源は全部その団体で持つというのがたてまえだと思ひますけれども、団体自身も非常に財政的には苦しいもので、二人の人件費のうちの一人分だけはその売り上げのほうからもらふ、こういう協定のもとに出発しておる、こういうふうなかつこうでございます。

○大谷賢雄君 そこで、友愛十字会が技術指導や売り込みなんかをやつてくださるということについては、それは好意のあることですから、そこです、患者のわずかな手間賃をさして、そこでリベートです、そんなものを取り上げて職員に費用に充てるなどというものは、一体厚生省で見つておつていいのですか。もしそういう指導的な立場におる人であるならば、厚生省が補助金を出したら、そんなけちくさい、あなた、脊髄を損傷しておる気の毒な人たちから、せつなく苦心したんしてつくつたものからリベートを取るなどということとは、そんなことは人間的に許されることですか。そんなことは社会事業団体ですか。そういう指導をしておる。一体、厚生当局、社会局長さん、それでいいのですか。マンネリズムになつてしまつて、それで何ともお思ひにならないのですか、それはどうなんです。

○説明員(今村謙君) それは仰せのとおり、そういう団体については、販売なり何なり、一切の経費を全部国なり公費なりで持つということには理想だと思ひますけれども、現実にはなかなかむずかしいので、必分の若干の負担はしてもらつて同時に、それ以外に団体がかげずり回つて財源をあちこちからもらひ歩くという——もらひ歩くということとは悪いのですけれども、それで二人の専任職員をつけて、いろいろ身障者ではできない、そういう外交なり何なりをしてあげるといふこと

とで、これは全部国費なり公費でやれとおっしゃることはよくわかりますけれども、現実問題としては、自発的に始まつたものを何とか応援したいというので、それでは若干出してください、私のほうでもできるだけ本部から金を出します、ということでは始まつたものでございまして、将来はできるだけ全部患者の手に入るというふうなしかけを考えたいと思ひますけれども、いまだ全部それは公費で持て、あるいは療養所で持てというのはなかなかつらいかと思ひます。

○大谷賢雄君 その友愛十字会が全額持つてきて指導してくれるならともかくも、患者の、あなた、内職をして、血の出るような努力をしてやつておられるそこから巻き上げていくなどというやうなものは、こんなことは私は許すべからざることだと思ふのです。そういうことにこそ、厚生省当局は友愛十字会にやつてもらふなら、それに対してはたいした金じゃありません、補助をするというところが当然の筋道じゃないですか。そんな民間団体によそから金を集めて、それにおおきやつておる、患者の苦心したんしてやつておるその中からリベートを出して、それは現実問題としてはやむを得ぬと、そんなあほらしいことを考へてもらつちや困る。そんなことはお役人さんの考えなんだ。そんなことは人道に許すべからざることだと私は思ふ。だんだん時間がなくなつてますから簡明に申し上げますが、どうぞ大臣、ひとつとくとお考へいただきたい。それで、一体収入がどのくらいあるかという御答弁がないが、一体これは、たとえばだるまの柱かけがありますが、これが材料費、塗料その他入れまして六十九円で問屋へおろすわけですか。その中から取つてくるわけだ、友愛十字会が。そして問屋から小売店へいきまして、これが小売店では百八十円ぐらゐで売つておる。二倍半小売りはもううけています。それで本人の手元に入るのはどれだけかというと、私の調べたところによると、大体平均月二千円、たった二千円。それでどうして付き添いが頼めますか、だれがそんなことを奉仕してくれる。そんなこと

をやっておって厚生行政が完璧であるなんという
ことをお考えになっておられるということである
ならば、これは容易ならぬ問題ですよ。どうです
かその点は。

○国務大臣(鈴木善幸君) 心身障害者等が、今後
その能力に応じて仕事をしてまいるというよう
な機会をできるだけつくっていききたい。そのた
めにコローナでありまして、いろいろなことを将来
に向かって計画をいたしておるわけでありま
すが、そういう意味における授産事業、これをどう
いうぐあいに国としてめんどうをみていくかとい
うことにつきましても、私は十分これに対する困
としての配慮、また、助成の道を考えなければい
かぬ、こう考えておりますので、ただいま御注意
がありましたことはよくわかります。今後十分そ
ういう面にも対策を立てていきたいと考えます。

○大谷賢雄君 そこで私は、行くたんに思うの
ですが、これは協同組合でやらせるというよう
なことの構想をお立てになったことがあるのだ
すか。商人に渡して二倍半ももうけさせて、本人
の手元には毎日やっていて月にたった二千円。そ
んなむづかしいことをして、それでちゃんと厚生
省当局は、これをもって現実はそのとおりである
というふうなことをのほほんとて言っているとい
いのですか。どうですか、御答弁願います。

○説明員(今村謙君) 実は、先生おっしゃいま
したように、八十五円ぐらいで卸に要するに買いた
たかれるわけですね。小売りの店に出ますと百五十
円とか百八十円とかというふうなことになる
わけですが……

○大谷賢雄君 二百五十円くらいで売っています
よ、熱海などでは。
○説明員(今村謙君) それは物によりけりだと思
います。おっしゃる通りに、協同組合というの
もいろいろあるから組織するとか、その辺はいろ
いろなるべく高く売りつける方法を協議してい
るのですが、なかなか問屋で買いたたかれるとい
うかっこうなものですから、はなはだ申しわけな
いですが、もう少し研究させていたきたいと思
います。

○大谷賢雄君 すべてお役所の仕事というものは
マンマンデーです。もっとスピーディーにやっ
ていただかなければだめですよ。どうかひとつ局長
さん方、特にひとつ大臣を補佐してやっつけてだ
さい。大臣のメンツにかかわるようなことを現実
の問題とか何とか言っていて、あほらしいこと
を言ってもだめです。しっかりと頼みます。

それから、労働省の職業訓練局長さんにおい
でござっておりますが、これは労働省では身体障
害者の職業訓練所が全国に九カ所もある。私の愛
知県などは非常にたくさんございまして、あな
たの局としてはどういふふうなふうなお手伝い
をしておつてくださるのか。その点、何か職業訓
練所のほうにも関係があると思うのですが、その点
お答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(松永正男君) 風祭の療養所につ
きましては、従来は職業訓練の関係では御相談
を受けたこともございせんし、現実にはお手伝い
をいたしておりません。
○大谷賢雄君 それじゃ職業訓練局長さんの
ほうは——あなたのほうじゃなしに、労働基準局
のほうは。

○説明員(中村博君) 私のほうでは、いま風祭
の病院に入っておられる方は八名おられるわけ
であります。それで、その方々には、現在、労働
福祉事業団をして行なわしめております。労災保
険というところで、療養費と、それから特別な
月一万円を差し上げておるわけでございます。

○大谷賢雄君 付き添いの費用は。
○説明員(中村博君) 差し上げておりますのは以
上がすべてでございます。
○大谷賢雄君 そうすると、入院費と月一万円
と、それだけを事業団から援助しているのです
ね。そうすると、付き添いは、内職をしてたつた
二千円、どうしてこれでやっていけるとおぼし
めますか。これは社会局長はどうお考えですか。

○説明員(中村博君) 労災保険の対象となります
……

方々には、現行の労災補償法に基づきまして、い
ろいろな療養給付その他のものを差し上げてお
るわけでございます。しかし、三十五年の切りか
えのときにすでに打ち切り補償をもらっている方
々があるわけでございます。この方々に対して
そのまゝほうっておくわけにはいかないというこ
とで、他の社会保険と療養の給付の差額金と、そ
のほかに一万円を差し上げておる、こういうか
うでございます。

○大谷賢雄君 まあ世の中の現実の姿とお役所の
仕事というものは天地雲泥の隔たりがあるとい
うことを御認識願わないといけないと思ひます。
それから、さつき職業訓練局長さんのお話だ
と、厚生省から何もお話がないということだが、
厚生省は何もいまままで連絡していないのですか。
職業訓練局長さんのお話では、授産所のあつせん
等も従来やっておいでになるかどうか。やつてお
いでいるとすれば、なぜそんな愛愛十字会から
リベートを取られて、小売りに二倍半の高値に
たたかれて売らせる。これは公定価格でないが、
一般の基準だから、私の見たところでは、湯河原
やどこかの店に行くに二百円も三百円もしてい
る。めちゃくちゃな利益を得ておる。そんな気の
毒な人を食ひものにしてもうけさせる。これを現
実の問題でやむを得ぬと認容しているということ
自体に、私は根本的な、日本人のお互い同士の助
け合い、援助し合う、こういう観点から厚生省の
社会局長さんは仕事をしておられるはずだ。型ど
おりのお答えをしておいたのではどうにもなりま
せん。お考えを承りたい。訓練局長はどうか。

○政府委員(松永正男君) 風祭の療養所につ
きましては、厚生省の国立の施設としまして運営
しておられますので、従来、私どものほうから特
に意見を申し上げた点はないのでございまして、御
指摘のごとき、全国に三百数十カ所の訓練所を持
っております。いろいろな種類の訓練をやってお
ります。したがって、いろいろな技術的な面等
につきましても御相談に乗って、あるいはお役
に立つということもあり得るかと思ひますので、御

指摘がございましたので、今後におきまして厚生
省ともよく御連絡いたしまして、お手伝いできる
部面があれば積極的に御協力申し上げたい。

○大谷賢雄君 物品のあつせん等もやっており
ますか。
○政府委員(松永正男君) 訓練所におきましては
大体が一年訓練でございます。したがって、いま
できた製品につきましても販売もいたしてはおり
ますけれども、これは基礎訓練が主でございます
ので、製品化して売れるというところまではそ
うよいまいりません。したがって、訓練所では、
製品の販売面についてはそれほどたんのうで
はないと、各訓練所を通じてそういうことが言
えると思ひます。ただ、竹細工等につきましても、
たとえば大分の訓練所におきまして相当高級な技
術を研究いたしておりますので、そういう技術
的な面につきましてはお手伝いのできるのではな
いかと思ひます。販路その他につきましては、訓
練所は必ずしもお役には立たないのではないかと
いうふうに心配いたしております。

○大谷賢雄君 まあさき間だらけ、穴だらけとい
うことがよく大臣にもわかりになったと思うの
で、周知なひとつ御計画と、深い思いやりのある
配慮のもとに、すべてこれは厚生行政全体である
と思ひますが、お役所式な仕事では私はいかぬ
と思ひます。ことに気の毒なこういう不幸な人た
ちに接する役所の方としては、あたたかい思いや
りの心持ちをもってぜひとも御配慮をいたした
いというのを要請いたしておきます。もうこれ
以上言ってもむだですから……。どうぞよろしく
わかりになったと思ひますので、そうして大蔵省
当局には徹底的にやっつけてやっつけて——たつ
た四十万門ばかりなのを何じやと愛愛十字会に厚
生省はよう出さぬなんてけちくさい考えは何で
おれが出してもいいと言っておられる、そのとお
りだと思ひます。これは世論を私は喚起したいと思
っております。

○委員長(小柳勇君) 大臣に資料要求しておきま
す。

しょう、私のほうから。いまの話がまだまとまりがつかない、友愛十字会の経営方針なり、あるいは看護婦の人の、そういう人は一体だれが見てるのか。したがって、次の委員会までに――労働省、厚生省いろいろ関係がありましようが、大臣がそこにお見えだから、厚生省で責任を持って一切その誤りなしにわかるように、経費の面、入費の面、あるいは収入なり経営方針なり、ひとつ資料を出していただきたい。お願いします。大臣の御答弁をお願いします。

○国務大臣(鈴木善幸君) ただいま委員長から御要求がありました資料につきましては、できるだけととのえまして委員会に提出することにいたします。

○委員長(小柳勇君) 関連して森君から質問がありますから、これを許します。

○森勝治君 ただいま大谷先生の御質問の、いま質疑と答弁を聞いておりました、大衆収容の醜さをまざまざと私は見せつけられたような気がするものです。で、いま国立療養所の問題と、それをめぐる身障者の問題が中心になっておりますので、関連して二、三質問をしてみたいと思っております。

まず、身障者の採用の問題ですが、身障者の採用の問題は各官庁がござって行なうというのがかねてからの国の方針だと私は聞いております。したがって、最近における各官庁のこの雇用状態はどうなっているか、なかんずく、この本家本元である厚生省で、最近ここ数年間身障者をどのくらい採用しておられるか、これからこういう問題とどう積極的に取り組んでいかれるかということが第一点。

もう時間の関係上続けて申し上げますが、第二点は精養の問題です。御承知のように、十八歳まではどうやら国で補助金も出すというところに相なっておりますが、十八歳以上の者は、御承知のように、またにはより出しているような始末であります。ところが、最近はこの種の数が非常にふえる、漸増する傾向でありますので、この十八

歳以上の精養者に対する保護施設、指導、社会復帰の面、これとどのように取り組んでこられたか、さらにこれからどうされようとするのか。それから、もう一点は、身障者の問題ですが、精養の問題も含みますが、たとえば盲目の方、片足のない方というような身障者同士で、さきやかでもしあわせに生きようとしてこういう方々がよく結ばれることがあります。しかし、いまの段階だと、結ばれて、なるほどあの人たちは気の毒だという目で見ただけで、国のあたにかい愛情の手やかなしあわせを求めて生きようとする身障者同士の結婚を、あたにかい目で見てもこれを善導しようとする考え方はありでしうけれども、具体的な施策に乏しいような気がいたします。ですから、そういう問題についてどうされるか、たとえば結婚手当を出すとか、最も問題になっております――もちろんこれは失業者の場合にはほとんど結婚はいたしておりませんが、社会復帰してクリニグ屋開業をするとか、あるいは製靴、くつの職人として自活する、こういう自活の方途を発見した場合には、身障者といえども一人前な社会人になりたいということ、多くの方が結婚してありますが、こういう問題について一つもあたにかい手が伸べられておりません。さらに、もう一つ若干精養の問題に触れましたが、精養同士の中でも、精養であっても、知能が多少おくれれておいても、努力の結果、一つの問題について、いわゆる一芸にひいずるまではまいりませんが、一つのことについて、たとえば竹細工の工作とか袋物の製作とかについては、どうやら常人のあとについていけるぐらいに熟達する場合、そうするとこれは精養者同士で結婚する例がたまにあるわけでありまして、こういう場合でも放任されているような現状でありますので、いま申し上げたように、くどいようですが、結婚手当とか、あるいは住居のあつせんとか住居手当を出すとか、せいかく一人前に社会人として更生しようとする方々ですから、これらの方々について、ひとつ強い施策をお願いし

たいと思いますので、その点についてお伺いをします。あとは御答弁のあとで。

○国務大臣(鈴木善幸君) 重度身体障害者、あるいは精養者等に対しては、十八歳以上の者についてはどうやっていくか、こういう第一点のお尋ねでございますが、これに對しましては、国の施設におきましては、十九歳以上の者につきましても年齢制限の撤廃をいたしまして、本人の希望があらますれば引き続き入所、療養ができるようにいたしてあります。なお、都道府県立の施設につきましても二十歳まで延長ができるということになっておりますが、根本的な対策は、ただいま身体障害者審議会等で御審議を願っております。

その答申を待って措置したいと考えているわけでありまして。また、精養者の中でも、結婚生活が営まれるような能力のある者、そういう人たちが對してはどういう配慮をしているかというお尋ねでございますが、生業資金の貸し付けでございますとか、あるいは住宅資金の貸し付けでございますとか、相当利用されているわけでありまして、お話のように、まだ十分手厚い対策が立っていないと思っております。こういう点につきましても、先ほど申し上げましたように、重症の身体障害者に対する総合的な対策というものを私は政府として重点政策として今後考えてまいります際に検討していきたいと、かように考えております。

○政府委員(松永正男君) 身体障害者の雇用関係でございますが、これは職業安定局の所管でございますが、現在出席しておりますので、便宜、私から御説明をさせていただきますと思ひます。

身体障害者の雇用促進法に基づきまして、官公庁関係につきましても雇用率を定めてございまして、現在、昭和三十九年度末におきまして、官公庁におきまして三万五千五百名が雇用をせられております。大体法定の雇用率一・五%を達成をいたしております。それから、一般民間の事業におきましては、百人以上の事業所につきまして雇用率が法定せられておりまして、三十九年十月一日現在でございますが、約七万三百名が雇用をせられて

おりまして、法定雇用率一・一%を大体達成をいたしております。現在各省別の資料は持っておりませんので、全体としての数字で御説明を申し上げます。以上でございます。

○森勝治君 大臣の御答弁の一番最初の十八歳以上の問題ですね。年齢を制限しておつしやることは、国から出る補助金その他も引き続きということではあります。

○説明員(今村謙君) お答え申し上げます。十八歳以下の関係はいわゆる児童福祉法というふうになつておりますし、それ以上につきましても身体障害者福祉法と、こういうふうになつておつしやるので、おのの収容施設を持っておるわけでありまして、ただ、十八歳になりますと、今度は児童福祉施設から身体障害者福祉施設へ移つてくれというのとおかしいという問題で、いま審議会でもいろいろやっておりますが、それがかりに十八歳で、ほかの身体障害者福祉法の身体障害者の施設に移りまして、全額要するに国の委託というふうになつて、給与関係につきましても何ら変わりございません。

○森勝治君 その点について、今度さらにいろいろ各種の施設に従事する職員の待遇の問題ですね。先ほど大谷先生も箱根の療養所を指摘されましたが、あれが大体原則としては官公庁並みというふうなことがないですか。ところが、現実には配分される補助金、助成金、国の出費で出るものについて、さて当該それぞれの施設で個人個人案分してまいりますと、はるかにほど低い低額ですね。したがって、いつもこの問題でもめて、最後には国から下されるもののいわゆる増額以外にはなからうというところが各市町村の議会でもどこでも一致した見解になるわけですが、したがって、こういう場に働く皆さんは社会的にも洗練され、いわゆる平凡なことでは表現しますが、社会奉仕の念に非常に厚い方々が比較的多いわけですから、それらの職員の方々が生活の苦しさで負けて他に職を求めるということ、なかんずく、民間の施設か

すが、それ以上取りますと、ちょうど稲の生育——早いものは出穂のときでありますので、水が不足になりますので、先日この取り入れ口を遮断いたしました。そうなりますと、東京都の一体水というのはどうなるのか、ことは全然心配ないのか、その辺のところをひとつお聞かせ願いたいと思います。

○委員(小柳勇君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(小柳勇君) 速記を起こして。

○大谷賛雄君 時間がだいぶおそくなって御迷惑であります、二点だけお尋ねしたいと思ひます。

そこで、箱根の国立療養所の問題ですが、あそこは陸軍病院ができたということは、温泉地だからできたのです。この脊髄損傷者の軍事保護院というのですか、これを引き継いでそのまま療養所になったわけですが、温泉があればこそ温泉療法ができる。しかるに、だいぶ前でありましたが、私が慰問に参りましたときに、温泉がとめられるのだという話を聞いた。それで私は、あの箱根の町長——元参議院議員の石村君、弟さんが町長ですから、お二人に対して、そういうことがあつてはならぬ、ぜひともひとつ存続するようにということの要望を述べたわけですが、しかるに、ついに温泉をとめられてしまったわけですが、したがって、患者の人たちは、療養所では普通の水をわかつて、そうして入浴をしておる。箱根の温泉地帯にある療養所が温泉に入れぬ、温泉療法ができぬということでは、私は、これはまた尾崎さんにお教えを受けなければならぬが、おそろしくしようとしましては、温泉療法をするようにあそこを療養所を設置されたわけですが、その温泉を取り上げられてしまふというやうなことであつてはならぬと思ふのだが、簡単にその間のいきさつを御説明を願つて、後ほどいかにこれに対処なさるかということをお尋ねしたいと思ひます。

○説明員(尾崎嘉彦君) お話のように、箱根療養所は、位置が小田原と湯本の中間でございますし

て、この療養所が建設せられましたときに、湯本の湯を小田原に引いてきて、小田原で温泉をつくらうという動きがあつたわけですが、そのお湯を導きます管を建設しておりますときに療養所があそこできまして、そのお湯を下の小田原に持つていかないで療養所によこせ、こういうことで、療養所でこれを使うように持つてきたというやうないきさつがございます。温泉を使つて治療をやつておつたのでございますが、ところが、その温泉を配湯しております湘南温泉土地株式会社という会社が、湯本においての需要が多くなつた関係で、供給を毎分六斗という契約を必ずしも履行しなかつたり、また、水を増してきたり、温度が

相当めちやくちになつたりいろいろしまして、施設とこの温泉土地会社との間で紛争が続いておつたわけですが、患者さんの入浴にもだいが支障があつたやうな状態でございます。さらにその導管を当時の金で一億円で買えというやうな要求があつて、そうしなければとめるといふやうな話がありまして、結局いたしまして、お話のやうな給湯を三十八年の八月末でやめる、こういうやうな次第でございます。それで、療養所としましては、温泉の治療には温泉の処女性と申しますか、その中の成分だけでなくて、何かふかしぎな力があるというやうな意見がありました。当時の所長、現在慶応の教授をしておられます岩原所長と相談いたしました。いろいろ研究していただきまして、十分な水量をもつて、かつ、循環する湯による浴療法をやれば、人工のふろでもこの患者の治療にはだいじやうぶだといふお考えもありまして、ボイラーの大きなものをつて、そうしてお湯を多量にわかつて、そうして浴療法をするやうにした。ただ、そうしますと、夜間等においてお湯が出ないという多少の不便はございますが、脊髄をやられておりますために麻痺が起こつて、たれ流しで臀部がよこれる、こういうやうなことに對しては、お湯を十分にかえながら浴療法をするに對しては、お湯を十分にかえながら浴療法の治療成績から見ますと、そう間違つていなか

た、こういうふうにして思つておりますが、現在切りかえをやりまして、一時、土曜日、日曜日——土曜日の午後と日曜日に温泉を出してはなかつた事実を発見いたしました。私はすぐ訂正させた覚えがあるわけでございます。そういう状態でござい

ます。

○大谷賛雄君 その湘南温泉土地株式会社というのはけしからん。ほかの宿屋はどんどん出る、そこへは高い金をとつてお湯を送るので、国立療養所のほうはいかにも悪いから、あんなところはやらぬでもいい、それよりがめつくもうけようといふ、これはどうも実に何ともかといふやうな感じがする。そういう一休会社の社長がおるといふことは、これは許しがたいことだ。これはもうほんとにそういうものは日本人の敵ですよ。惻隱の情がない、人にあらず、そういうやうなものが町長もやうとれない。それはそれで、向は宮利会社だから、がめつくもうけておるといふ事実を私は聞き及んでおります。正体を調べるつもりです。いま二代目になつておるやうですが、権利がいつの間にかとられてしまつて、そうしてそれを高く温泉宿に売りつける、そうして国立療養所の患者さんたちが温泉療法ができなかつたといふやうなことは、これはもう何としても私は人道上許しがたい。したがつて、厚生省、いま医務局長さんは、水でも成分同じだ、たくさん入れれば、そんなあほらしいこと聞いたことない、私は、そんなのは無理屈といふものです。そんなら温泉みないなものはもう閉ざしてしまつて、普通の水にかえたらよろしい。そんなのはあなた、へ理屈の負け惜しみだ。そんなことを言つておつたら、どうにもなりません。これは厚生省として、あの風光明媚な温泉がわき出せばこそ、あそこを国立療養所として移管されたものと確信する。したがつて、こういうことにこそ大蔵省が惜しみなく金を支出すべきである、かように私は思ふので、私は、厚生大臣も近く御視察くださるというので、私は、それに期待をいたしまして、ぜひひとつごらんを願つて、そういうむちゃく

ちやな、この作業からはリベートを取るわ、二倍半にも三倍にも一般の商人はもうけておるわ、おまけに温泉までとめるわ、こういうことを厚生省当局が社会局長さん放置していいものかどうか。これは胸に手を当ててお考えください。温泉水のわき出る源泉地でそういうユダヤ人みたいな者のために、せっかく療養しようとしておられる。これは治療にもリハビリテーションにも影響する、そんなへ理屈つけて、そんなことは聞いたことない。そんなあほらしい話聞いたことはいない。そんなことを言つて、あなた、大谷賛雄が、あさようでございませうか、局長さんの仰せでございませうかと引き下がると思ひくださるならばとんでもない間違ひです。世間のだれにでも、子供に聞いてわかる、そんなあほなことは、どうか厚生大臣、特にひとつその辺の温泉が再びわき出て、それこそリハビリテーションができるやうに、ひとつとくと大蔵当局に強く御折衝をいただきたい、このことを申し上げておきます。それで、まあこの国立療養所の問題は一応この程度にいたします。

次は、本年は終戦から二十周年の記念すべき年を迎えるわけでありまして、厚生省としてはこれに對して何らかの計画をお持ちになつていらつしやるかどうか、その点をまずもつて大臣から承りたい。

○國務大臣(鈴木善幸君) 今年終戦二十周年に当たりまして、全国の戦没者の追悼式を、毎年二千人程度遺族の代表をお招きして行なつておりましたが、今年は五千人以上の方々をお招きをして、そうして盛大な追悼式をやりたいと考えております。なお、樺太あるいはソ連その他の墓参につきましても、関係方面と連絡をとりまして、御遺族の代表による墓参ができればよろしい、いろいろ計画を進めて実行に移しております。さらに、また、太平洋地帯等では遺骨が散逸されておるやうな状況にございまして、この点も全部について一べんにやるわけにはなかなからいませうが、重点的に遺骨の収集等についても計画を立てて、そ

うして今後やってまいりたい、かように考えます。

○大谷賢雄君　そこで戦没者追悼式を盛大に催していただくことは、これはまことにありがたいことだと思えます。先年来、各県においても同様の追悼式が行なわれております。まことにありがたいことに存じておりますが、それだけでもって能事終われりではこれは困ったことで、厚生省としては、この際、一ぺんにはできぬという仰せであります。この二十周年を記念して、太平洋地域、あるいはソ連、中共、東南アジア各地の戦没御英霊の御遺骨の収集と、そうして御奉安をするという一大計画は持ちになつておられぬかどうか、この点をさらに承りたいと思ひます。

○國務大臣(鈴木善幸君)　ただいまお話申し上げましたように、重点的に今後計画を立てまして、そうして逐次遺骨の収集を実施してまいりたい、このように考えております。

○大谷賢雄君　私は、すでに戦争が終結いたしました二十年前です。重点的にばらばらやるといふのではお許されぬ問題だ。厚生省としては、この二十周年の今年の記念は、ぜひ大東亜戦争、シナ事変その他の戦争において犠牲となられた方の御遺骨がジャングルの中にまだに放置してあったり、あるいは鉄かぶとがそのままになっておたり、そういうような残骸を放置してあるというところは、これは日本の国民として、御英霊に対してまことに何とも申しようのない、相済みぬことであると私は痛感を表はいたすのであります。したがって、この際、何十億、何百億かかるか知らぬが、これこそ鈴木厚生大臣、第一のお仕事として、終戦満二十年を記念して、全面的にひとつ御遺骨の収集をしていただきたいことを切願するものであります。先般来、日本遺族会においてもおいでいただきまして、また、このごろじゅうは民間団体が行く、こんなことを厚生省が知らぬ顔をしておいでいいのでしょうか、私はいけないと思う。私は、これは政府の責任において、当然この遺骨の収集をいたすべきものであると、かように存するのであります。

なお、先般私は、選挙前の五月九日に、韓国からどうしても来てくれというので参りました。その際、岸元総理から承つておりました日本人遺骨の問題について実情を調査してきた。しますと、満州等を引き揚げてきて、ソウルで防空壕の中に日本人の遺骨がほり込まれた。それを韓国が日本人遺骨奉迎委員会というものを結成して、すでに何年か前からソウルの郊外のお寺の別荘に遺骨を御安置して、朝晩お参りしてお守りをしてくださっている。まことに申しわけないことだと思ふ。また、大邱にもあるという話です。岸さんと相談して、急速にこれは国民としてお引き取りをしなければ申しわけないじゃないかということと、いま話を進めておりますが、これは韓国ばかりではない。一般の邦人です。軍人さんもあるでしょうが、大抵一般の邦人の御遺骨であります。大邱にもある、ビルマに行つてもある。また、そのほかの在留同胞が、何らの墓標すらなく、土にまみれ、ほりにまみれて草むらの中に眠つておいでになる、これもほうつておいてはいかぬと思ひますが、大臣、何とお考えになりますか。

○國務大臣(鈴木善幸君)　いまお話の御趣旨、お気持ちには私も全く同感でございます。先ほど申し上げましたように、これは関係国の協力も得なければなりませんし、逐次そういう話し合いのついでと、また、早く収集をせねばいかぬ、そういうところから計画を立てて着実に進めてまいりたいと考えております。

○大谷賢雄君　そこで、厚生省は人手も足りませんし、なかなかばつばつでなければいかぬとおことばの内容はよくわかります。わかりませんが、終戦満二十年のこの記念すべき機会において全面的に御遺骨を収集して奉安をいたすということは、これはもう政府の責任であるし、また、国民のこれは義務でもあると思う。したがって、これはばつばつではないかぬと思う。いわんや、民間団体の方が行つて遺骨を収集してくださっている。それを厚生当局が知らぬ顔をして、のはほんとして、やってくれているからいいということでは、これ

は政府当局の私は怠慢だと思ふ。また、国民に対しても御英霊に対しても、相済みぬことである。したがって、人手足らざるならば日本遺族会に御委託になつて、そうして終戦二十年のこの機会に、ぜひ遺骨収集団を広く全域にわたつて設けて、それは厚生省は人手が足らぬことは自明の理ですから、日本遺族会なり、あるいは適當なる団体に御委嘱になつて、この機会において全面的に御収集をいただきたいと思ひますが、その御意思ありやいなや。また、一般邦人に関しては、実はこれはいままでも一般邦人は靖国神社へお参りはできませんから、無名戦士の墓標はありますが、そうでない一般邦人についてはどういふように御処置になつておるか。また、今後どういふふうな御処置をおとりになるのでしょうか、あわせて伺いたい。

○説明員(鈴木信吾君)　先ほど大臣から遺骨収集の問題につきまして、重点的に過去にやりましたところでも不十分なところを補つてまいりたいという御答弁ございましたが、まあ政府と……

○大谷賢雄君　過去不十分だらけじゃないか。

○説明員(鈴木信吾君)　昭和二十七年以来、一応各地において済ましたことになっておりますけれども、先般衆議院の社会労働委員会御指摘がありまして、政府は済んだ済んだと言つておられるけれども、きわめて不十分だ、したがって、それで済んだというとはいかぬとおしかりがありまして、われわれも一応従来大部分済ましたとは答弁いたしておりましたけれども、御指摘の……、こういう件につきましては完全だということとはもちろんあり得ないことでありまして、われわれも過去の足らざる点を補ひまして、重点的に将来とも検討してまいりたいというふうに従来答弁しておつたわけであります。大臣も、二十周年を記念いたしまして、過去の足らざる点を補ひ、重点的にやりたいということをおっしゃつたわけであります。最近民間団体等におきまして、政府のやつた点で足らないところを補う意味におきましていろいろやつていただいております。また、日本遺族会等におきましても、墓参あるいは追悼行

事等々と関連いたしましたして、御収集の動きもあるようであります。したがって、われわれは十分民間団体とも連絡をとりまして、民間団体にお願ひしたほうがいいと思はれる点はお願ひし、また、ぜひこれは国でやらなければならぬという点につきましては、重点的に国が取り上げるということで、過去やつた点で足らない点を補つてまいりたいというふうにご考慮をお願ひしております。一般邦人につきましても問題があるわけでございますが、これにつきましては、戦没者等との関連におきまして、できるだけ関連して考えてまいりたいというふうにご考慮しております。

○大谷賢雄君　関連してはどういうことか、もう一度。

○説明員(鈴木信吾君)　関連してできるものについては実施してまいりたいというふうにご考慮しております。

○大谷賢雄君　いままでの一般邦人のなくなられました御遺骨についてはどうなつておりますか、それを伺いたい。

○説明員(鈴木信吾君)　従来戦争と全く無関係の一般邦人のものにつきましては、少なくとも、われわれのほうでは直接実施してないわけでありまして、今後戦没者等につきまして実施する際に、可能なものについては、やはり関連してやることも検討したいというふうにご考慮しております。

○大谷賢雄君　あなたの言つたことは、何か可能なものと不可能でないものとどう区別するんですか。そんなわけのわからぬことを言つてはだめ。いいかげんな答弁をしてはだめ。いままでの在留同胞――満州あるいはシナ大陸で働いて、あるいは朝鮮でお働きなされた一般邦人、日本のために尽くした人です。戦場で命をささげたというお方は違ふけれども、この各地において日本をよって立つて努力なさつた一般邦人のお骨はどうなつておるか、これを承りたい。

○説明員(鈴木信吾君)　たとえば台湾につきましては、戦後外務省が一応お墓を全部処理と申しますか、こちらへ一般邦人の遺骨を持って帰つたわ

けであります。韓国につきましては……。

○大谷賢雄君 そうしてどうした、その処置。

○説明員(鈴木信吾君) 氏名のわかつておりますものは、全部遺族に外務省からお返ししておる、そういうわけでありまして、氏名のわからぬものについては、まとめて特定のお寺等に預けられておるように聞いております。

それから、韓国につきましては、日韓条約の調印もありましたので、将来の問題といたしましては、台湾と同じように処理するように外務省のほうでいま研究されておるよう聞いております。

○大谷賢雄君 そんなことありません。私が行って調査したのだ。あまりに申しわけない、韓国の人が金を出し合せて日本人の遺骨を奉安しておてくださる。朝晩おつとめをして、そして読経をしてお守りをしておつてくださることを外務省は知りませんよ。お墓も知りません。そんなことはできるはずがない、いいかげんなことを言っちゃだめだ、そんな不確実なことを。そういう一般邦人の御遺骨が一体どこにある、至るところにある、ビルマに行つてもある、だいが同胞でやりなされた人がある。台湾はどう処理したとおっしゃる、氏名のわかつた方はそれぞれの仏閣へお引き取り、御奉安を願ひ、名前のわからぬ方はどうしている。

○説明員(鈴木信吾君) 厚生省の援護局といたしましては、これは一応戦没者に限定いたしまして、それと関連したものにつきましてあわせてやつておるわけでございますが、一般邦人につきましては、一応外務省にお願いしてやつておるわけでありまして。

○大谷賢雄君 それをおっしゃい、外務省のどこでやつておるか。

○説明員(鈴木信吾君) もちろんやられたことにつきましては不十分点はあるのですが、一応分担いたしましたしては、そういうことで分担をして処理しております。

○大谷賢雄君 そういういいかげんなことを言っちゃ困る。そういう不確実なことを速記録に載るこの委員会において答弁はできぬじゃないですか。

か。外務省のどこでやつておりますか。

○説明員(鈴木信吾君) 台湾につきましては、外務省の中国課がこれを所管して現実にやつております。韓国は、日韓条約の調印後やるということ、現在検討中のようでありまして。

○大谷賢雄君 だれが言いましたか、だれにあなたは聞かれたか、外務省のだれに聞かれたか。

○説明員(鈴木信吾君) 韓国につきましては、実は、私のほうで来年度予算等に組む必要があるのではないかとということで検討したのであります。外務省のほうでこれは検討しているからという話がありましたので、外務省のほうでやつていただくように期待しております。

○大谷賢雄君 外務省のどこか、外務省といつても広うございませう。

○説明員(鈴木信吾君) アジア局の北東アジア課のほうでございませう。

○大谷賢雄君 北東アジア課にいた三谷参事官が私を案内していった。そんな計画はありません。いいかげんなことをあなた言つてもらっちゃ困りますけれどもね。

○説明員(大野克一君) 韓国の戦没者並びにもとの陸軍墓地等の問題につきましては外務省のほうで検討するということで、先般私のほうからこれらのデータを差し出してございませう。

○大谷賢雄君 それならいい、一般の邦人と違ふじゃないか、ごっちゃにしてしまったらだめじゃないですか。

○説明員(鈴木信吾君) 一般邦人については、中華民國の台湾の例によりまして外務省が当然やられるはずであります。その他の陸軍墓地、それから、陸軍墓地以外の旧軍人の埋葬地がいろいろ韓国にございまして、それらにつきましてははわれわれのほうでやるべきだろうということで、予算要求等も考えたのでございませうが、全部外務省で一本で調査その他をやるから、来年度は一応厚生省は見合はしてくれというような連絡もありまして、一応外務省におまかせする形になっております。

○大谷賢雄君 外務省におまかせしたとおっしゃるが、そんな計画はアジア局にはございませぬ。一般邦人に関してはないから、岸さんのところの日韓協力委員会へ話がいった。それで、私が幸ひ行きましてから調査をしてきた。日本国民としてまことに申しわけない、韓国の人にお守りをしていただいて、長年の間費用を拠出してやっていた。そんなセクシヨナリズムじゃだめだ、セクシヨナリズムですよ、そういうことは。

○委員長(小柳勇君) ちょっと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(小柳勇君) 速記をつけて。暫時休憩いたします。再開は大体四時の予定でございますが、午後は、ただいまの森君の質問の件、それから、母子保健法案を審議いたします。午後一時二十六分休憩

午後八時二十四分開会

○委員長(小柳勇君) ただいまより再開いたします。母子保健法案を議題といたします。

まず、政府から、本案に対する提案理由の説明を聴取いたします。鈴木厚生大臣。

○國務大臣(鈴木善幸君) ただいま議題となりました母子保健法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

政府は、かねてより、児童福祉行政の一環として妊娠婦、乳幼児の保健指導等の母子保健対策を講ずることにより、その健康の保持増進につとめてまいつたところであります。先進諸国に比べて、わが国の妊娠婦死亡率はいまだに高率にとどまり、また、戦後著しく改善向上をみた乳幼児の死亡率、体位、栄養状態等についても、その地域格差が依然として縮小されない等、なお努力を要する課題が残されております。

このような状況にかんがみ、今後、母子保健の向上に関する対策を強力に推進してまいります。ために、健全な児童の出生及び育成の基盤ともなるべき母性の保護のための措置を講ずるとともに、

乳幼児が健全な成長を遂げる上で欠くことのできない保健に関する対策の充実強化をはかる必要があると考へ、第四十八国会にこの法律案を提出いたしました。が、本国会に継続審査となつた次第であります。

次に、母子保健法案の内容について、その概略を御説明申し上げます。

最初に、この法律案におきましては、母子保健に関する原理として、健全な児童の出生及び育成の基盤ともなるべき母性の保護及び尊重並びに心身ともに健全な人として成長していくための条件ともなるべき乳幼児の健康の保持増進はかられるべきことを明らかにするとともに、国及び地方公共団体は、母性及び乳幼児の保護者とともに、母性及び乳幼児の健康の保持増進につとめるべきことを明確にいたしております。

次に、母子保健の向上に関する措置の第一として、母子保健に関する社会一般の知識啓発及び從來児童福祉法において都道府県知事または保健所長の事務とされておりました妊娠婦、乳幼児の保健指導、健康診査、新生児の訪問指導等につきましては、今回これを市町村長が行なうべき事務とする。ことに、母子保健事業が、住民により密着した行政として一そうその効果が期待できるように配慮するとともに、いわゆる未熟児に対する訪問指導及び養育医療については、その事業の特殊性にかんがみ、都道府県知事または保健所長において行なうようにいたしております。

第二に、妊娠婦及び乳幼児に対する栄養の摂取に關し、市町村が必要な援助につとめることを規定いたしました。第三に、妊娠または出産に支障を及ぼすおそれのある疾病にかかわる医療についての妊娠婦に対する援助であります。これは妊娠中毒症対策を中心とする母体または胎児の保護のために必要な援助につき、都道府県が努力すべきことを明らかにしたものであります。

最後に、母子保健施設に関する規定であります。これは、従来から市町村における母子保健事

業の拠点として重要な役割を果たしております母子健康センターについて、市町村がその設置に努力すべきことといたしております。

以上、この法律案の理由について御説明申し上げたのでありますが、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(小柳勇君) 次に、衆議院の修正にかか

る部分につき、修正案の提出者、衆議院議員小沢辰男君から説明を聴取いたします。

○衆議院議員(小沢辰男君) 衆議院の社会労働委員会を代表いたしまして、母子保健法案に対しま

す衆議院の修正点につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

母子保健事業は、政府案によりますと、原則として市町村が実施主体になることになって

いるわけですが、私どもの修正では、原則として都道府県知事がその実施に当たる、こ

うふうふにいたしましたわけでございます。なお、しかし、市町村長が当然都道府県知事の行なう母子

保健事業につきまして必要な協力をする、こ

うの規定も入れまして、市町村長の実務面にお

けるこの実施の円滑をはかるように協力を願おう、それから、第三点は、必要に応じて、母子保

対し、質疑に入ります。御質疑のある方は、順次御発言願います。

○山崎昇君 ただいまこの委員会に提案されてお

ります母子保健法案について、二、三質問をさせ

ていただきます。いま衆議院のほうから修正をして可決をしたとい

う提案がございまして、私も、政府の原案と修

正案を見ますと、修正案のほうはかなり進んでお

るといふふうに見えるわけでありまして、原則的

には修正案に賛成をしたいと思うわけでありま

すけれども、一、二これらについて政府の見解をお

聞きをしたいと思ひます。

第一は、いまの修正案の説明の中にもござい

ましたように、財政の問題についてお尋ねをしたいと思います。交付税です。十億の金はみてお

れるのですが、修正をされましたために、これら

この法案の実施にあたりましてどういふ予算の措

置をとられるのか、第一点としてお聞きをしたい

と思ひます。

○国務大臣(鈴木善幸君) いまお話になりました

ように、交付税として市町村が所要の予算の措置

をいたしておるのでありますが、この法律の改正

によりまして、都道府県が責任を持って実施して

まいる、こ

ういうことに相なるわけでございますが、その予算措置につきま

算の範囲で五億程度の予算は交付できる、こ

うことでございしますので、さように措置いたした

と思ひます。

○山崎昇君 それでは確認いたしますが、この法

案の実施に支障ない予算は厚生省の責任で実施を

いたしますと、こ

ういうことになりますか。

○国務大臣(鈴木善幸君) そのとおりでござい

ます。

○山崎昇君 それでは、第二点目をひとつ質問さ

せていただきます。この法案は、母子の保健を増進をさせること、単独立法

といたしても、これをやはり完全に実施をして支障

ないよう

に、こ

ういうので

す

が、た

だ、こ

の中で、

第十

条の規

定によ

る都道府

府

が直接

保健指

導する

ことにな

つてお

ります。

この場

合に、

二十

一条の

四項の

条項に

ついて

は、

都道府

県知事

または

政令市

長が直

接実施

する

場合

には徴

収しない

という

確認を

された

それか

ら、

その時

期は

やはり

いろいろ

ある

わけ

です

から、

次の

国会

には

これを

改正

する

という

こと

を明

確に

してお

いて

もら

わな

いと

思

うの

です

。それ

は

私

は

明

確に

なら

ない

と思

うの

です

。それ

は

私

は

明

確に

なら

ない

と思

うの

です

。それ

は

私

は

明

確に

なら

ない

と思

うの

です

。それ

は

私

は

明

確に

なら

ない

と思

うの

です

。それ

は

私

は

明

確に

なら

ない

と思

うの

です

。それ

は

私

は

明

確に

なら

ない

と思

うの

です

。それ

は

私

は

明

確に

なら

ない

と思

うの

です

。それ

は

私

は

明

確に

なら

ない

と思

うの

です

。それ

は

私

は

明

確に

なら

ない

と思

うの

です

。それ

は

私

は

明

確に

なら

ない

と思

うの

です

。それ

は

私

は

明

確に

なら

ない

と思

うの

です

。それ

は

私

は

明

確に

なら

ない

と思

うの

です

。それ

は

私

は

明

確に

なら

ない

と思

うの

です

。それ

は

私

は

明

確に

なら

ない

と思

うの

です

。それ

は

私

は

明

確に

なら

ない

と思

うの

です

。それ

は

私

は

明

確に

なら

ない

と思

うの

です

。それ

は

私

は

明

確に

なら

ない

と思

うの

です

。それ

は

私

は

明

確に

なら

ない

と思

うの

です

。それ

は

私

は

明

確に

なら

ない

と思

うの

です

。それ

は

私

は

明

確に

なら

ない

と、保健所の業務がきわめて増大をしておるわけです。そこで、保健所の人員等の問題については、ひとつ積極的に御考慮を願いたい。特に医師、保健婦、看護婦等の補充はきわめてたいへんな状態にあるわけですから、それらの点は待遇問題とも関連してひとつ御配慮をいただきたい。これが第一です。

それから、第二に、私は少し誤解があったらいいけませんけれども、どうも各省の中で、厚生省の部局に勤務する職員の方々が一番恵まれない状況に実はあるんじゃないだろうか、こういう気がしてなりません。特にわかりのように、厚生省の出先機関というのは、やっている仕事というのが暗い仕事がおもなわけでありまして、また、非行少年の施設にせよ、あるいはその他の施設にせよ、ほとんど市街地から遠いところに設置をされておる、ですから、職員が通勤するにもかなり困難をきたしておる、あるいはこの施設に伴った公舎等の設置がきわめて少ないために、これまた夜間等の管理に支障を来しておる、こういう状態でありまして、ぜひ私は、この厚生省所管の職場に勤務する職員等の待遇、あるいは労働条件の改善等については最大の考慮をひとつ払っていただきたい。一、二大臣に申し上げておきますと、たとえ非行少年の施設なんかの場合は、自分の子供は親戚なり、あるいはほかのほうに預けて自分は生活をしなければならぬというようなどころもありまして、あるいは寮に入っておる者については、これはもう朝から晩まで一緒にこの少年と過ごすために、自分の生活だか公の生活だか区別ができない、あるいは休暇も取れない、こういう状態でありまして、机上だけで人員の計算なんかせずに、もう少し私は出先に行つて見てこれらの実情を把握してもらいたい、こういう意味で住宅の問題等を中心にして、ぜひひとつ配慮を願いたい、こう思うわけでありまして。

きょう私はここにひとつ北海道の、これ道庁の組合の機関誌ですけれども、乳児院の実態なんか出されておりました、三人で一日に毎日二千枚の

おしめを洗うというんですね、こういう状況なんかを一体大臣は知っているか知らないかわかりませんが、どうかひとつ私は、職場そのものがつらいわけですから、ぜひとも労働環境だけでも明らかにして、そうして大臣のせつかつ言われております厚生行政が、苦心惨たんしておられる職員の側からひとつ希望のあるような条件をつくつてやっていたいただきたい。単に特勤手当が五、六割ついているからいいんだというようなことにならないように御配慮をいただきたいと思うのです。これらについて、できればひとつ大臣から決意を述べていただいて、次の機会までに明確な具体案を出していただきたい、このことをひとつ要望しておきたいと思ひます。

○国務大臣(鈴木善幸君) 保健所の職員、特に保健婦、助産婦はじめ、病院や療養所、あるいは諸施設に働いておられます看護婦さんその他の職員の方の待遇の改善、勤務条件の改善向上、こういう面につきましては、御指摘いただきましたように、私もきわめて不十分である、このように考えておるわけでありまして、看護婦、あるいは保健婦、助産婦の養成をはじめ、待遇の改善等につきましても、今後十分努力をしてまいりたいと考えております。

○浅井亨君 いま私がお聞きしようと思ったことを御返事願いましたので、養成の問題でございしますが、これはわかりました。

次いで、今年度の予算には補助金というのがないのでございますが、これはどういうふうになっておりますか。四十年にはないと思うんですが。

○政府委員(竹下精紀君) どういう——補助金に關する予算でございしますか。

○浅井亨君 ええ。

○政府委員(竹下精紀君) 四十年に關しましては、大部分の費用を交付税に回しまして、母子保健に關する費用といたしましては、妊娠中毒症の費用と、それから未熟児の対策費、これが補助金として残っております。

○浅井亨君 もう一つお聞きしたいのは家族計画ですが、いまやっておるのは大体妊娠中絶が主体になっているように私は思うのですが、こういう面はどのようにお考えになりますか、こういうものの指導は。

○国務大臣(鈴木善幸君) 家族計画は、非常に母体の保護、尊重の面からいたしまして大切なことだと考えております。ただ、これを指導によってその目的を達しようということにつきましては、非常にデリケートな問題を含んでおりますし、各家庭の事情等に依りて、これを適切に指導していかねばならない、このように存ずるわけでありまして、なお、先般厚生省から出しました厚生白書等にも書いてございしますが、人口構造等の観点から考えましても、家族計画ということに非常に今後大切であると考えておりますので、特に留意してまいりたいと思ひます。

○横山フク君 関連です。いま浅井さんからの御質問で、本年度の予算では妊娠中毒症と未熟児だけしかないと御答弁であつた。しかし、先ほどの御質問のときに、予算は補助金に入っていないけれども、厚生省のほうで予算措置をして、そしてこの法律を施行するに支障のないように予算をとるといふ御答弁であつたと思ひます。それで、ただ、その支障のない予算をとるといふ、支障のないというものが、考え方によつていろいろと違ふと思うのです。で、支障のないというのは、私たちの考えでは、三十九年度に補助金でとられただけの額というものは、今年度も何がしかでもって確保されるというふうに私は解釈をしたものですけれども、その点はいかがなんでしょうか。

○政府委員(竹下精紀君) 今年度交付税に入つておりました費用は、妊娠婦、乳幼児の保健指導、健康診査費、新生児訪問指導費、三歳児健康診査費、妊娠中毒症訪問指導費、妊娠婦、乳幼児登録管理費、家族計画特別普及費、母子保健、母子歯科保健指導費、以上でございまして、三十九年度予算が約一億八千万円でございしますので、この一

億八千万円につきましては、先ほど大臣が答弁しましたように、四十年は補助金へ返ってくる、こういうことでございまして、昨年度以上に努力をいたしたい、かように考えております。

○高山恒雄君 私は、この修正案についてちょっと質問したいのですけれども、この必要に応じて母子保健事業を市町村に委任して行なうことができると、こうあるのです。この場合には、四は、従前の児童福祉法と同様に、国がいろいろ予算を出してやるのか、こういう場合は、委任された以上は、その市町村は直接国にやれるという権限を持つのか、それとも県の了解を求めてやるのか、この点はどうなんですか。

○政府委員(竹下精紀君) この修正案の要綱の第四点につきましては、ただいま御指摘ございしましたように、都道府県が市町村に委任した場合に、市町村に対しては都道府県を通じて補助金を出す、こういうことでございします。なお、この修正の趣旨に従ひまして、今年度の問題につきましても、現在都道府県が市町村に委任するといふ内容でございしますが、まあやはりこれはある程度統一的に考える必要がございしますので、とりあえずの問題といたしましては、母子健康手帖の交付の事務を委任するということをやいま考えております。

○高山恒雄君 そうなりますと、そういうものを設けたいけれどもやれない、財政上苦しい市町村ですね、これは非常におくれますね。市町村を対象にしてやるというならおくれいのですけれども、県がやる場合は、非常に僻地だとかいふような市町村になりますとおくれますね。そういう処置は県がそれをやる、政府はそれを指導してそういう地域には特別の配慮をやるのか、こういうことは全然考えていないのです。やれる地域とやれない地域がありますね、その点はどうなんですか。

○政府委員(竹下精紀君) 御指摘のような点がございまして、現状では都道府県に行なわせる、こういうことになつたわけではございしますので、市町

村のほうにできるだけの力がつくように指導をいたしたと思っております。その内容としましては、やはり項目によってまあ逐次委任をしていくということがいいのじゃないか。しかしながら、これもすぐということではなくして、実際に市町村が力をつけるように県を通じて指導してまいりたい、かように考えております。

○委員長(小柳勇君) おはかりいたします。

林君より委員外議員の発言を求められております。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小柳勇君) 御異議がなければ、さよう決定いたします。林君。

○委員以外の議員(林君) 私は二、三質問をいたしたいと思えます。簡単にいたしたいと思えます。

で、原案に出ておりましたのが市町村に母子保健行政をするということでございまして、ほんとは住民でございまして、そのほうが徹底するけれども、どうしても交付税では無理だというように修正ができたと思えます。将来やはり母子保健行政を徹底していきますためには市町村に移管するほうがいいとお考えになっておられますかどうか。それから、原案にもそのとおりはつきり書いておりましたけれども、その見解を伺いたい。その次に、もう一点伺います。

○国務大臣(鈴木善幸君) 地域住民に密着した母子保健行政をやりたい、こういう基本的な方向としては、私は、将来もそういう方向を目標としてやっていきたいと思っておりますが、いま直ちに行政というところにつきましては、いろいろ指導職員、その他あらゆる面で準備が十分でない、こういう面がございまして、将来はそういう方向を目標しながら着実に進めてまいりたい、こう考えております。

○委員以外の議員(林君) それにつきまして、なぜ今回それではできなかったということの中に、修正が出ました中に、医師とか保健婦、

助産婦、看護婦の数が足りないというところが出ております。これはもう国として非常に大事な問題でございまして。先ほどもお話があったかと思えますが、それについて、将来そういうふうな持っていくならば、もっと具体的な何か至急に立てられなければならぬと思っておりますが、これについて、こまかいことは伺いませんが、御方針だけ伺いたいと思えます。

○国務大臣(鈴木善幸君) 先ほど実はその点に触れまして、保健婦でありますとか助産婦の養成、また、待遇の改善、そういう面には特段の努力をしております。こまかいことを私申し上げたのであります。

○委員以外の議員(林君) 次に、牛乳の問題でございまして、これはたいへんに低所得者の妊産婦並びに乳児にとっては、非常に栄養の向上の上からいって必要なことだと思っておりますが、これは将来も続けていってほしい御予定でございしますか。

○国務大臣(鈴木善幸君) 今後も継続いたしますし、さらに拡大してまいりたいと考えております。

○委員以外の議員(林君) これは末端の配給になりますと、なかなか当局が考えられているようにこまかく配給ができないような機構になっているというところでございまして、この点どういうふうに御指導になるおつもりでございしますか、伺いたいと思えます。

○国務大臣(鈴木善幸君) これは牛乳の生産の面、あるいは輸送の面、それから、これを各家庭に配給いたします面、いろいろ地方によって実情が違ふと思っております。そういう面を今後総合的に改善をいたしまして、このせつかくのいい私は施策だと考えておりますので、それを広げていくように努力したいと考えております。

○委員以外の議員(林君) もう一点伺いたいと思えます。それはぜひそのように拡大強化していったらいいと思えますが、さらに一つ気になることがございまして。それは、生活保護世帯六千人の中の妊産婦に対して牛乳を支給するが、

それは届け出があったときに、こうなっております。実際は妊娠をしましてもなかなか届け出をしないのでございまして。それで、生活保護の人たちは、生活保護を受けていながらそういう子供を生むというところは、こういうことで、まことに届けにくい状態だということも聞いておりますので、この辺については、特にその辺のせつかくこういう牛乳ももらえろというふうな状態とあわせて、ほんとうに必要なのは、そういう人たちに妊娠中に必要な牛乳でございまして、この点、ひとつ末端においてそのないよう、行政指導を特にお願い申し上げたいと思っております。

いろいろ申し上げたいと思えますが、時間もございせんので、これをもって終わりとします。

○横山フク君 関連。ただいまの牛乳でございしますが、私は、これは生活保護やボーダー・ラインの、いわゆる貧困者に対する栄養補給ということだけでなくて、一般の妊婦の人々の栄養対策、いまの生活保護階級やボーダー・ラインのミルクの配給はもう非常にけっこうです。ただ、このミルクの配給というものは、生活保護や何かの貧困対策としてやっているのではなくて、妊婦の人や、将来の日本人の栄養対策という角度から私はこれは進めてもらいたい。したがって、これは貧困者だけでなく、できるなら、妊娠したすべての方々に配給するように進めてもらいたいということが私は基本的な線だと思っております。こまかいことは、これに対して厚生大臣はどうお考えになりますか。

○国務大臣(鈴木善幸君) その点につきましては、先ほど、この制度を継続するだけでなしに、広げてまいりたい、それについては、牛乳の生産から、あるいは貯蔵、輸送その他の問題もございまして、総合的に対策を進めてまいる、こういうことを申し上げた次第でございします。

○委員長(小柳勇君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小柳勇君) 御異議ないものと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小柳勇君) 御意見ないものと認めます。それでは、これより採決に入ります。

母子保健法案(第四十八回国会閣法第九六号)を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小柳勇君) 全会一致と認めます。よって本案は、全会一致をもって衆議院送付案となり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小柳勇君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後八時五十六分散会

八月十日日本委員会に左の案件を付託された。

一、母子保健法案(第四十八回国会提出、衆議院継続審査)

母子保健法案
(小字及び――は衆議院修正の部分)

母子保健法
目次

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 母子保健の向上に関する措置(第九―第二十一条)

第三章 母子保健施設(第二十二条)

第四章 雑則(第二十三条―第二十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もつて国民保健の向上に寄与することを目的とする。

(母性の尊重)

第二条 母性は、すべての児童がすこやかに生まれ、かつ、育てられる基盤であることにかんがみ、尊重され、かつ、保護されなければならない。

(乳幼児の健康の保持増進)

第三条 乳児及び幼児は、心身ともに健全な人として成長してゆくために、その健康が保持され、かつ、増進されなければならない。

(母性及び保護者の努力)

第四条 母性は、みずからすすんで、妊娠、出産又は育児についての正しい理解を深め、その健康の保持及び増進に努めなければならない。

2 乳児又は幼児の保護者は、みずからすすんで、育児についての正しい理解を深め、乳児又は幼児の健康の保持及び増進に努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第五条 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施設を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前三条に規定する母子保健の理念が具現されるように配慮しなければならない。

(用語の定義)

第六条 この法律において「妊娠婦」とは、妊娠中又は出産後一年以内の女子をいう。

2 この法律において「乳児」とは、一歳に満たない者をいう。

3 この法律において「幼児」とは、満一歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行なう者、後見人その他の者で、乳児又は幼児を現に監護する者をいう。

5 この法律において「新生児」とは、出生後二十八日を経過しない乳児をいう。

6 この法律において「未熟児」とは、身体の発育が未熟のまま出生した乳児であつて、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのものをいう。

(児童福祉審議会の権限)

第七条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第八条に規定する児童福祉審議会は、母子保健に関する事項につき、調査審議するほか、中央児童福祉審議会は厚生大臣の、都道府県児童福祉審議会は都道府県知事の、市町村児童福祉審議会は市町村長の諮問にそれぞれ答え、又は関係行政機関に意見を具申することができる。

(保健所と市町村の関係)

第八条 都道府県の設置する保健の長は、その管轄する区域に係る市町村長が行なう母子保健に道府県知事の権限に属する業務について、必要な協力を行なわなければならない。

婦、助産婦、看護婦又は栄養士のうちから任命した非常勤の職員に前項の業務を行なわせることができる。

(保健指導)

第十条 市町村長は、妊娠婦又は乳児若しくは幼児の保護者に対して、妊娠、出産又は育児に関する必要な保健指導を行ない、又は医師、歯科医師、助産婦若しくは保健婦について保健指導を受けることを勧奨しなければならない。

(新生児の訪問指導)

第十二条 市町村長は、前条の場合において、当該乳児が新生児であつて、育児上必要があると認めるときは、医師、保健婦、助産婦又はその他の職員をして当該新生児の保護者を訪問させ、必要な指導を行なわせるものとする。ただし、当該新生児につき、第十九条の規定による指導が行なわれるときは、この限りでない。

2 前項の規定による新生児に対する訪問指導は、当該新生児が新生児でなくなつた後においても、継続することができる。

(健康診査)

第十二条 市町村長は、満三歳をこえ満四歳に達しない幼児に対して、毎年、期日又は期間を指定して、厚生省令の定めるところにより、健康診査を行なわなければならない。

第十三条 前条の健康診査のほか、市町村長は、必要に応じ、妊娠婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行ない、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

(栄養の摂取に関する援助)

第十四条 市町村(特別区を含む、以下第二十一条第四項及び第二十二条において同じ)は、妊娠婦又は乳児若しくは幼児に対して、栄養の摂取につき必要な援助をするように努めるものとする。

(妊娠の届出)

第十五条 妊娠した者は、○すみやかに、○保健所より、○市町村長に妊娠の届出をするようにしなければならない。

2 市町村長(保健所を設置する市の市長を除く。)は、前項の妊娠の届出を受けたときは、厚生省令の定めるところにより、すみやかに、その旨を保健所長を経て都道府県知事に報告しなければならない。

(母子健康手帳)

第十六条 市町村長(特別区を含む)は、特別区の区域に於ては、特別区の市長をして、母子健康手帳を交付しなければならない。

2 妊娠婦は、医師、歯科医師、助産婦又は保健婦について、健康診査又は保健指導を受けたときは、そのつど、母子健康手帳に必要な事項の記載を受けなければならない。乳児又は幼児の健康診査又は保健指導を受けた当該乳児又は幼児の保護者についても同様とする。

3 前二項に定めるもののほか、母子健康手帳に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

(妊娠婦の訪問指導等)

第十七条 市町村長は、第十三条の規定による健康診査の結果に基づき、当該妊娠婦の健康状態に応じ、保健指導を要する者については、医師、助産婦、保健婦又はその他の職員をして、その妊娠婦を訪問させて必要な指導を行なわせ、妊娠婦又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病にかかつている疑いのある者については、医師又は歯科医師の診療を受けることを勧奨するものとする。

2 都道府県又は保健所を設置する市は、妊娠婦が前項の勧奨に基づいて妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病につき医師又は歯科医師の診療を受けるために必要な援助を与えるように努めなければならない。

(低体重児の届出)

第十八条 体重が二千五百グラム以下の乳児が出

正前の児童福祉法第二十一条の四第一項の規定による養育医療の給付をすべき旨の決定を受けた者は、この法律の施行後の期間に係る当該給付については、第二十条第一項の規定による養育医療の給付をすべき旨の決定を受けたものとみなす。

2 この法律の施行前に附則第五条の規定による改正前の児童福祉法第二十一条の五第一項の規定により指定された指定養育医療機関は、第二十条第五項の規定により指定された指定養育医療機関とみなす。

(母子健康手帳に関する経過措置)

第三條 この法律の施行前に附則第五条の規定による改正前の児童福祉法第二十条の二第一項の規定により交付された母子手帳は、第十六条第一項の規定により交付された母子健康手帳とみなす。

(地方自治法の一部改正)

第四條 地方自治法の一部を次のように改正する。

第二百五十二条の十九第一項第六号の二の次に次の一号を加える。

六の三 母子保健に関する事務

(児童福祉法の一部改正)

第五條 児童福祉法の一部を次のように改正する。

第十八条の三第一号及び第二号中「及び妊産婦」を削る。

第十九条を次のように改める。

第十九條 保健所長は、身体に障害のある児童につき、診察を行ない、又は相談に応じ、必要な療育の指導を行なわなければならない。

保健所長は、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた児童(身体に障害のある十五歳未満の児童)については、身体障害者手帳の交付を受けたその保護者とする。以下同じ。につき、同法第十六条第二項第一号又は第二号に掲げる事由があると認める

ときは、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

第十九条の二を削る。

第二十條を次のように改める。

第二十條 都道府県知事は、身体に障害のある児童に対し、生活の能力を得るために必要な医療(以下「育成医療」という。)の給付を行ない、又はこれに代えて育成医療に要する費用を支給することができる。

前項の規定による費用の支給は、育成医療の給付が困難であると認められる場合に限り、これを行なうことができる。

育成医療の給付は、次のとおりとする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに

四 病院又は診療所への収容

五 看護

六 移送

育成医療の給付は、厚生大臣が身体障害者福祉法第十九条の二第一項の規定により指定する病院若しくは診療所又は薬局(以下「指定育成医療機関」という。)に委託してこれを行なうものとする。

第二十條の二から第二十一条の五までを削り、第二十一条の六中「指定養育医療機関」を「指定育成医療機関」に、「養育医療」を「育成医療」に改め、同条を第二十一条とする。

第二十一条の七第一項中「指定養育医療機関」を「指定育成医療機関」に改め、同条を第二十一条の二とする。

第二十一条の八第一項から第四項までの規定中「指定養育医療機関」を「指定育成医療機関」に改め、同項中「都道府県又は保健所を設置する市」を「都道府県」に改め、同条第二十一条の三とする。

第二十一条の九中「指定養育医療機関」を「指定育成医療機関」に改め、同条第二項中「都道府

県又は保健所を設置する市」を「都道府県」に改め、同条を第二十一条の四とする。

第二十一条の十中「第二十一条の四第一項」を「第二十一条の二」に、「第二十一条の七」を「第二十一条の二」に、「指定養育医療機関」を「指定育成医療機関」に改め、同条を第二十一条の五とする。

第二十一条の十一及び第二十一条の十二を削る。

第二十一条の十三を第二十一条の六とする。

第二十一条の十四を第二十一条の七とする。

第二十一条の十五中「第二十一条の十三第一項」を「第二十一条の六第一項」に改め、同条を第二十一条の八とする。

第二十一条の十六第二項中「第二十一条の十二第三項」を「第二十条第三項」に改め、同条第六項を次のように改める。

指定養育機関は、三十日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

第二十一条の十六中第七項を削り、第六項の次に次の三項を加え、同条を第二十一条の九とする。

指定養育機関が第五項の規定に基づく政令で定める基準に適合しなくなったとき、第九項において準用する第二十一条の規定に違反したとき、その他指定養育機関に第二項第一号の医療を担当させるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、厚生大臣は、その指定を取り消すことができる。

厚生大臣は、前項の規定により指定を取り消す場合には、当該養育機関の開設者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合において、あらかじめ、書面をもつて弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

第二十一条の規定は、指定養育機関について、第二十一条の二から第二十一条の四までの規定は、第二項第一号の医療に係る療育の給付について準用する。この場合において、第二十

一条中「育成医療」とあるのは、「第二十一条の九第二項第一号の医療」と読み替えるものとする。

第五十条第四号から第五号の二までを削り、同条第五号の三中「第二十一条の十二」を「第二十一条の二」に、「第二十一条の十三」を「第二十一条の六」に改め、同条を同条第四号とし、同条第五号の四中「第二十一条の十六」を「第二十一条の九」に改め、同条を同条第五号とする。

第五十一条第二項を削る。

第五十二条中「第五十条第四号の二及び前条第二項第二号の費用に対しては、政令の定めるところにより、その三分の一を」とを削り、「前条第一項第二号」を「前条第二号」に改める。

第五十三条中「第一項第三号」を「第三号」に改める。

第五十三条の二中「第五十一条第一項第一号」を「第五十一条第一号」に改める。

第五十四条中「第五十一条第一項第二号」を「第五十一条第二号」に改める。

第五十五条中「第五十一条第一項第一号」を「第五十一条第一号」に改める。

第五十六条第一項中「第五十条第五号の二から第七号まで」を「第五十条第四号から第七号まで」に、「第五十条第五号の二」に規定する費用については、養育医療の給付を行つた場合における当該措置に要する費用、同条第五号の三を「第五十条第四号」に、「第五十一条第一項第一号」を「第五十一条第一号」に改め、「(保健所を設置する市の市長にあつては、第五十一条第一項第一号及び

第五十一条第一号)に規定する費用」を削る。

第五十九条中「保健所を設置する市の市長が第二十条の二若しくは第二十一条の四の規定によつてした処分、特別区の区長が第二十条の二の規定によつてした処分」を削る。

(児童福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第六條 この法律の施行前に前条の規定による改正前の児童福祉法第二十一条の四第一項の規定によつて行なわれた養育医療の給付に関して

は、前条の規定による同法の改正にかかわらず、なお従前の例による。

第七條 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

（地方財政法の一部改正）

第十條第八号中「及び健康調査を創る。」

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）

第八條 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百九号）の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一條の八第三項（同法第二十一條の十二第五項及び第二十一條の十六第六項において準用する場合を含む。）を「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一條の第三第三項（同法第二十一條の九第九項及び母子保健法（昭和四十年法律第 号）第二十條第六項において準用する場合を含む。）に、

「児童福祉法第二十一條の八第四項（同法第二十一條の十二第五項及び第二十一條の十六第六項において準用する場合を含む。）を「児童福祉法第二十一條の三第四項（同法第二十一條の九第九項及び母子保健法第二十條第六項において準用する場合を含む。）に改める。
（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴う経過措置）

第九條 この法律の施行前に附則第五條の規定による改正前の児童福祉法第二十一條の四第一項の規定によつて行なわれた養育医療の給付に係る診療報酬に關しては、前条の規定による改正後の社会保険診療報酬支払基金法第十三條第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
（厚生省設置法の一部改正）

第十條 厚生省設置法（昭和二十四年法律第一百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五條第五十六号中「養育医療を創り、同法第二十一條の十六第二項第一号」を「同法第二十一條の九第二項第一号」に改め、同条中第五

十六号の二を第五十六号の三とし、第五十六号の次に次の一号を加える。

第五十六の二 母子保健法（昭和四十年法律第 号）の定めるところにより、養育医療に關する必要な診療方針及び診療報酬を定めること。

第十三條第二号中「妊娠婦」の下に「その他母性」を加える。

第二十九條第一項の表中央児童福祉審議会の項中「妊娠婦」の下に「その他母性」を加える。

（身体障害者福祉法の一部改正）

第十一條 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第十九條の二第二項中「児童福祉法第二十一條の十二」を「児童福祉法第二十條」に改める。
（地方税法の一部改正）

第十二條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二條の十四第一項ただし書中「身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）」の下に「母子保健法（昭和四十年法律第 号）」を加える。

第七十二條の十七第一項ただし書中「身体障害者福祉法」の下に「母子保健法」を加える。
（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第十三條 この法律の施行前に附則第五條の規定による改正前の児童福祉法の規定によつて行なわれた養育医療の給付につき支払を受けた金額に關しては、前条の規定による改正後の地方税法第七十二條の十四第一項ただし書及び第七十二條の十七第一項ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部改正）

第十四條 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六條第一項第一号中「身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）」の下に

「母子保健法（昭和四十年法律第 号）」を加える。

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第十四條 この法律の施行前に附則第五條の規定による改正前の児童福祉法の規定によつて行なわれた養育医療の給付につき支払を受けた金額に關しては、前条の規定による改正後の租税特別措置法第二十六條第一項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に關する特別措置法の一部改正）

第十六條 保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に關する特別措置法（昭和三十九年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一條第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

三 母子保健法（昭和四十年法律第 号）第十二條の規定による健康調査に要する費用に対する同法第二十一條第二項の規定に基づく負担金

第二條第一項中「第四号」を「第三号」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同條第二項中「第四号」を「第三号」に改める。

三 母子保健法第二十一條第二項

（保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に關する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第十七條 前条の規定による改正後の保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に關する特別措置法の規定は、昭和四十年四月一日以後この法律の施行の日（前日）までに附則第五條以降の国の負担金及び補助金について適用し、昭和三十九年度分の国の負担金及び補助金については、なお従前の例による。

昭和四十年八月十九日印刷

昭和四十年八月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局